

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

◎議長（宮原真一君） まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第四十号議案及び四十一号議案、以上二件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき人事委員会に意見を求めましたところ、お手元に配付しておりますとおりの回答がありました。

以上、報告いたします。

（人事委員会意見）

◎議長（宮原真一君） 日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎大場芳博君（拍手） 登壇。おはようございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日は県民の皆さん方が一番関心を持っておられること、知事の政治姿勢についてのみ質問をさせていただきます。御無礼なことを申し上げます。るかもしれませんが、御容赦をいただき、質問をさせていただきます。

山口知事の政治姿勢についてであります。

山口知事は平成二十七年の就任以来、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を掲げ、災害対応、スポーツ、文化、産業振興、教育、地域

づくりなど幅広い分野で県政を進めてこられました。その中には評価すべき取組も多くありました。災害対応における現場主義、「SAGA2024」国スポ・全障スポを契機としたスポーツ振興、文化、観光の発信、地域資源を生かした政策展開など、本県の存在感を高める取組が進められたことは一定評価されるべきものと考えます。

一方で、県政は成果だけで語られるものではありません。政策を進める過程において、県民にどのように説明し、県民の理解をどのように深め、異なる意見や慎重な意見をどのように受け止めてきたのか、この点こそが知事の政治姿勢として、今、改めて問われているのではないのでしょうか。

近年、県立大学、SAGAアリーナをはじめとする大型事業、各種プロジェクトの進め方、さらには県政運営全体の方向性について、県民理解の深まり、財政負担、地域間のバランスなど様々な意見が出されてきたところであります。

とりわけ県立大学について、IT（デジタル）と経営（マネジメント）をベースに学ぶ理文融合型の大学とし、入学定員二百人から三百人、収容定員千人前後を基本に検討するとしてきました。しかし、その定員規模を掲げる以上、学生を本当に確保できるのか、県内高校生に選ばれる大学となるのか、県外から学生を呼び込めるのか、極めて現実的な検証が必要であります。

また、県内では武雄アジア大学が開学したものの、報道等によれば、定員に対する入学者数が大きく下回ったという問題もありました。もちろん県立大学と武雄アジア大学は設置主体も目的も異なります。しかし、少子化が進み、全国的にも大学間の学生獲得競争が厳しさを増す中で、

新たな高等教育機関を設置し、安定的に運営していくことの難しさを私たちは現実の問題として受け止めなければなりません。

県民が不安を感じているのは、大学教育の必要性そのものではありません。若者の県内定着、産業人材の育成、高等教育機関の充実が佐賀県にとって重要な課題であります。しかし、その手法として県立大学を新設することが本当に最善なのか、既存大学との連携、県内企業への就職支援、奨学金返還支援、専門学校や短期大学を含む高等教育機関全体の底上げなど、ほかの政策手段との比較検討が十分になされているのか、こうした点について、県民に対してもより分かりやすく説明していく必要があると考えます。

知事はこれまで、佐賀らしさや自発の地域づくりを大切にすると繰り返し述べてされました。しかしながら、県政の方向性が知事の思いを中心に強く打ち出される一方で、県民の十分な納得を得ながら進んでいるのかという点については、改めて問われるべきであります。

県立大学の関連予算の否決を受けて、議決に異議があるとして再議に持ち込んだことは、制度として存在するものであるとしても、二元代表制を損なう動きであったと言わざるを得ません。また、その後は県立大学に関して具体的な姿が見えてくるにつれて、マスコミの世論調査において賛成は過半数に届かなくなり、否定的な意見が我々の元にも届いているところがあります。

県政は、知事一人の思いや判断だけで進めるものではありません。県民にとって大切なのは、知事の構想が大きいかどうかではなく、その政策が将来の佐賀県にとって本当に必要であり、負担に見合う効果を生み、県民全体の納得のもとで進められているかどうかであります。

そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、これまでの県政運営を振り返り、御自身の政治姿勢、特に県民への説明責任、政策決定過程の透明性、県民理解の深め方について、どのように自己評価しておられるのかお答えください。

また、県立大学のように、将来世代に長く影響を及ぼし、継続的な財政負担を伴う重要政策について、県民の不安をどのように受け止め、今後どのように説明責任を果たしていくのか、あわせてお答えください。

次に、議会との向き合い方についてお尋ねいたします。

県議会は、単に予算や議案を承認する場ではありません。県民の多様な声を受け止め、執行部の政策をチェックし、時には修正を求め、時には国に対する意見を県民の意思として示す、極めて重要な役割を担っています。

これは釈迦に説法かもしれませんが、この議会の向こう側で聞いている方々にもと思い、あえて発言をさせていただきます。地方自治における二元代表制とは、知事と議会がそれぞれ住民から直接選ばれ、互いに独立した立場から県政に責任を持つ仕組みであります。知事には、政策を立案し、執行する責任があります。一方、議会には、その政策が県民の利益にかなうものか、財政的に妥当か、県民に十分説明されているか、チェックする責任があります。

したがって、議会は執行部の下請機関でも追認機関でもありません。知事と議会は、時に意見を異にしながらも、県民のために議論を尽くし、よりよい結論を導く関係でなければならないと考えます。実際に、近年の議会においても、意見書や決議を通じて、国や関係機関に対する要望、県民の不安への対応、説明責任の徹底などを求めてまいりました。

昨年、令和七年九月定例会では、佐賀県警察本部のDNA型鑑定不祥事を受けて、第三者調査や組織改革、再発防止の具体化などを求める決議も可決されています。この決議は、県警察に関するものでありますが、県民の信頼を損なう大事な事案に対し、県議会が県民の代表として意思を示したものであります。当該不祥事について、自民党会派を代表する者として改めて深い憂慮の念を表明いたします。

ただ、ここで問われているのは、単に一つの不祥事への対応にとどまらないものと考えております。県政全体において、説明責任をどこまで果たすのか、透明性をどこまで高めるのか、そして、県民の信頼をどう回復し、維持していくのかという行政全体の姿勢であります。

また、県立大学についても、議会では、入学定員の根拠、県内出身者の割合、既存大学との割合、既存大学との競合、学生、教員の確保、建設費や運営費、地方交付税の見通し、将来のリスク、県民理解の熟度、県内企業との連携、県立大学以外の人材確保など、実に多くの論点が指摘されてきました。特に懸念すべきところとして、今議会冒頭の提案事項説明において知事からは、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案する旨の発言がありました。ややもすればこれは、選挙の前に予算を通し、開学へ後戻りできないようにして、選挙の争点となることを避ける動きと取られても仕方のないものではないでしょうか。将来の佐賀県にとって本当に必要な政策であるならば、なおさら計画の前提、費用、効果、リスク、代替案を明らかにし、県民に納得していただく必要があるということであります。

特に大きな政策転換で将来に長く影響を及ぼす事業については、議案提出の段階になって初めて詳細を示すのではなく、構想段階、検討段階

から議会に丁寧の説明し、幅広く意見を聞くことが必要ではないでしょうか。また、議会からの意見が知事の考えと異なる場合であっても、それを単なる反対意見として受け止めるのではなく、県民の中にある不安や慎重な意見の現れとして政策形成に反映させる姿勢が不可欠であります。

県政において大切なのは、結論を急ぐことではありません。県民の理解を得ながら議会と議論を尽くし、政策の妥当性を高めていくことであります。時間をかけるべきところには時間をかけ、説明すべきことは説明をし、修正すべき点は修正する、そして、県民に信を問う。その積み重ねこそが県民から信頼される県政につながるものと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、県議会を県政運営においてどのような存在と位置づけておられるのか。また、議会から意見や決議、各委員会で示されてきた懸念や提案、これまでどのように政策形成に反映してこられたのかお答えください。さらに、今後、県立大学をはじめとする重要政策について、議会への説明、情報共有、意見反映の在り方をどのように改善していく考えなのか、お答えをお願いします。

我々県議会議員は、日々、県民の皆さんの意見を丁寧に拾いながら、県民の暮らしぶりに寄り添いながら、県民目線に立って質問をし、提案をしております。山口知事が常日頃から発信しておられる佐賀県と県民のための県政を真に実現するために、真摯な答弁をお願いいたします。

最後に、次期知事選挙に対する姿勢についてお尋ねいたします。

山口知事の現在の任期は、来年一月までであります。そして、次期知事選挙は、本年十二月三日告示、十二月二十日投開票と決定されており

ます。

知事は、平成二十七年の就任以来、三期にわたり県政を担ってこられました。その間、災害対応、産業振興、スポーツ、文化、観光、地域づくりなど、様々な分野で施策を展開されてきたところであります。

一方で、これまでの県政運営を振り返れば、県立大学、SAGAアリーナをはじめとする大型事業、各種プロジェクトの進め方、国との協議の在り方、議会への説明、県民理解、財政負担、地域間のバランスなどについて、県議会の中でも多くの意見や懸念が示されてまいりました。

また、これからの佐賀県は人口減少、少子化、高齢化、地域経済の維持、農林水産業の担い手確保、医療、福祉、教育、人材確保、交通体系、原子力政策、防災・減災など、極めて重い課題に直面してまいります。

特に人口減少が本格化する中では、従来どおりに事業を広げていくだけではなく、何を優先し、何を見直し、どのように将来負担を抑えながら、県民生活を守っていくのが問われます。県政には、これまで以上に選択と集中、財政規律、県民への説明責任、そして議会との丁寧な協議が求められるものと考えます。

知事選挙は、知事個人の進退だけを問うものではありません。これまでの県政を県民がどう評価し、これからの佐賀県をどのような方向に進めていくのかを問う極めて重要な機会でもあります。したがって、次期知事選挙に対する姿勢は、県民にとっても県議会にとっても大きな関心事であります。

仮に知事が引き続き県政を担う考えであるならば、これまでの成果だけではなく、課題や反省点についても率直に見詰め直し、県民や議会から寄せられてきた意見をどう受け止めるのかを明らかにする必要があります。

ます。また、県立大学をはじめとする大型事業、議会との向き合い方、国との協議、とりわけ西九州新幹線問題など、これまでの進め方をそのまま継続するのか、それとも県民や議会との協議をより重視した県政運営へと見直していくのか、その姿勢が問われるものと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、三期にわたるこれまでの県政運営について、成果と課題をどのように総括しておられるのか。また、人口減少、少子化、財政負担、地域間のバランス、県民への説明責任、議会との向き合い方、国との接し方など、現在、県政が抱える様々な課題をどのように受け止めておられるのか。その上で次期知事選挙に出馬する考えがあるのか、知事御自身の言葉で答えをお願いします。

今日五日には、県内の各種団体、首長が県庁を訪れ、山口知事の四選出馬を要請されたとの報道をされています。それぞれの動きは各団体の自主的な意思によるものだと思いますが、政治家である以上、その出進退は、その責任は全て本人が負うべきものと考えます。知事の政治姿勢、議会との向き合い方とあわせて、知事の率直な答弁を求めて、今回の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。よろしく願います。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。

まず冒頭ですが、県警察不祥事の件をお触れになりました。釈迦に説法ではございますけれども、いわゆる警察領域におきましては、県知事の指示等の及ばないものでございます。警察案件につきましては、国家公務員であります県警本部長の下で適切に対処、対応いただきたいと考えております。

大場芳博議員の御質問にお答えいたします。

まず、県民への説明責任、政策決定過程などに対し、私自身の自己評価についてお尋ねがありました。

私は、知事就任以来、一貫して県民からの信頼を大切にして、真つすぐに、愚直に県政を運営してまいりました。これまでの常識や経験の延長線上では予測できない不確実性の時代にこそ、私、自分自身も研さんを積み、未来に向けた大きなブランドデザインを描き、県民の皆さんに佐賀を前進させていくための道筋を示していくことがリーダーの仕事だと考えています。

県民の意見を受け止めながら、議会の議論も踏まえ、世界的情勢、時代の変化などを鳥瞰的に見て、想像力や構想力を持ち、自ら決断し、実行してまいりました。そして、その決断の果実は、佐賀県民の皆さんに届くようにとずっと考えてまいりました。大変孤独で重い職責でありますけれども、それが知事である私の使命であり、責任であると認識しています。

こうした中で、議会での説明をはじめ、記者会見、日々の行事や「県民だより」、県のホームページ、県政の特集記事など、様々な機会や手法を通じて、私なりに前広に丁寧な県政運営の方針、私の考えや思いなどを説明してきたと思っています。

あわせて、GM21、「さがの未来を語ろう会」、「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会」、広聴事業の「山口知事のさー行こう!!」など様々なものを通じて、様々な形で、様々な御意見を私自身も直接いただいているわけでございます。こうして幅広く横断的に頂戴した御意見なども受け止めながら、「さがデザイン」や「さがすたいる」など、そう

した視点も織り交ぜながら自分なりにそしゃくして、よりよい形で息づくように県政を進めております。

自分の役割というのは、私は言うならば、オーケストラの指揮者のようなものだと思っております。パーツ、パーツで最適な形を導き出すのではなくて、佐賀県全体として、県政全体として、事業全体として良いハーモニーを奏でることができるように取り組んでいます。

また、県議会においては、議員ごと、三十七それぞれの御意見があり、私がそれを意識しながら県政を進めることは大切なことと思っています。県議会において私の姿勢について御意見があるのであれば、その点は真摯に承りたいと思います。そして、そうした御意見も受け止めながら、引き続き県議会、県民への説明責任を果たしてまいりたいと思います。

また、政策決定過程についても御指摘をいただきました。山口県政は一貫してうそはつかない、これを基本姿勢にしています。そして、可能な限り原則公開という姿勢で対応しています。そして、県議会における健全な議論も大切にしております。透明性、公開は大切なものです。

また、継続的な財政負担を伴う重要政策に関する説明責任について御指摘をいただきました。

基本的に重要政策を打ち出す際には、その財政負担について検証し、税收等の状況変化に応じてローリングを重ねながら財政計画に反映して取り組んでいます。十年後、二十年後、そしてその先の佐賀県財政も考慮に入れて、責任ある運営を行っていくと心がけています。

また、できる限り分かりやすい言葉で説明するように努力しています。大場議員がおっしゃるとおりです。財政運営は重要な視点であります。

これから常にも未来に向けた持続性、可能性を意識しながら県政運営に当たっていく所存です。

次に、議会からの意見や決議などをどのように政策形成に反映してきたのか、私の議会との向き合い方についてお尋ねがありました。

これも釈迦に説法ですが、改めて知事と議会の役割について申し上げますと、知事は、予算を編成し、議会に提出すること、そして、認められた予算を執行すること。議会は、議案を審議し、議決すること、知事、執行機関をチェック、監視することが主な役割だと認識しています。

佐賀県民の幸せを追求するという同じ目標を共有し、健全な緊張関係の中で、知事、県議会がそれぞれの役割を果たしながら、車の両輪として県政を前進させていくことが大切だと認識しています。執行部、理事者側は可能な限り丁寧に説明しながら、議会とは緊張感を持ってフラットに、丁々発止の議論を行ってきたのが今の佐賀県だと私は認識しています。私はこうした健全な緊張関係の下、清廉な形で理事者側、執行部と議会が議論を交わし、深めていく今の県政の進め方を誇りに思っています。議会にも敬意を表したいと思います。

例えば、私が議会の議論を参考に具体化した施策というものを幾つか紹介させていただきますと、最近では全国都市緑化フェアの開催、議会と連携した政策提案の実施、戦後八十年佐賀県戦没者追悼式の開催、水源保全条例の制定、奨学金返還支援制度の創設、酒米への支援、中学校の少人数学級への促進、不育症の支援などなど、こうやって挙げていきますと枚挙にいとまがないものでございます。

現場に根差し、日々、県民の様々な声に耳を傾け、アンテナを高くし、活動されている県議の皆さんの御意見や御指摘は、県政を前進させる貴

重なものでありまして、私にとっての着眼点ともなっているわけでございます。

また、議員から、特に県立大学の進め方などについて御指摘をいただきました。

私は、知事就任直後から、佐賀県の人口推移、人口動態について問題意識を持っておりました。佐賀県は、子供の割合は高いものの、大学進学者の八割以上が県外の大学に進学するなど、生産年齢人口は少ないといった課題があります。あわせて、直近、例えば、この五カ月の佐賀県の有効求人倍率は九州で一位であります。様々な分野で人手不足感は顕著に現れております。様々な団体からの要請も、この人手不足の解消というものが大きな課題となっております。

このような構造的な課題へ対応、対策を講じていくことは県政の急務と考えているのです。佐賀県は県立大学という他県が一般的に備えているものが備わっていない特殊な状況であります。私は三期目の出馬に当たって、県立大学の設置を掲げました。その後も私の考えを都度都度、県議会においてでき得る限りの説明を行ってまいりました。そして、多くの議論が行われたと認識しています。

あわせて議員から、再議についても御指摘をいただきました。

地方自治は首長と議会の二元代表制であります。知事は予算を編成し、議会に提案する権限、いわゆる予算編成権を持ちます。議会はその予算を審議し、本会議で議決するという権能を持つわけでございます。

そして、地方自治法において、ルールとして、議会には予算案の修正議決が認められる一方で、知事にも議会との権限の均衡を図る趣旨で、議会の議決に対する再議、もう一度検討願えませんかといったものが認

められているわけです。こうした地方自治法に基づくルールにのっとり、私がかう一回御検討いただきたいということで行使したものであります。ルールの中で、議場という場において議論できる執行部と県議会の関係を改めて誇りに思っています。

これまで県議会にはるる御指摘をいただいてまいりましたし、このたびもいただきましたが、引き続き健全な緊張関係の中で御意見をいただきましたと存じます。そうしたことも受け止めながら、佐賀県をよくしていきたい、よくしようという同じ目標に向かって、共に歩みを進めてまいりたいと考えます。

次に、三期目の総括についてお尋ねがありました。

この十一年間、私なりに日々全力を尽くして県政を運営してまいりました。私の最大の使命は、県民の命と暮らしを守ること、救える命を救うという強い信念を持って、常に危機管理と向き合っておりました。そして、それぞれの地域の価値を表現することを大切に、佐賀県の基盤である農林水産業、県土の骨格となる道路、空港、港湾などの社会資本整備、社会を支える医療、福祉、子育て、足腰の強い経済をつくる産業、自発の地域づくり、スポーツ、文化、観光などの交流を生み出す仕掛け、官民連携で進めるまちづくりなど、全ての分野において、人を大切にする施策を実践し、佐賀県のポテンシャルを引き出してきたものと認識しています。

大場議員から、次期知事選挙についてもお尋ねがございました。

六月五日、共にコロナと闘い、常に地域医療を支えてくれている県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の四師会から四選への出馬要請がありました。その要請文には、救える命を救いたいとの山口知

事の政策理念に深く賛同し、今後とも知事と共に地域医療の充実に取り組んでまいりたいとの思いが入っております。

また、日頃から佐賀県の未来を見据え、GM21などで意見交換しております市長会、町村会からも要請をいただきました。

そして、県建設業協会、造園協会からは、人を育て未来を考えている知事にぜひ出馬を選んでいただきたい、緑化フェアを共に取り組みたいとの要請を受けました。

さらに、県商工会連合会、県商工会女性部連合会、県中小企業団体中央会からも出馬要請がありました。

また、これまで様々な場で期待の声をいただいてまいりました。いろんな方々と、これまで一緒に頑張ってきたことを改めて思い返し、心を揺さぶられましたし、重く受け止めさせていただきました。

私、山口祥義は、大好きな佐賀県民の皆さんと共に、新たな価値をさらに生み出し続ける佐賀県をつくるべく、年末の佐賀県知事選挙に再び挑戦する決意をいたしました。

県民の皆さんにはそれぞれ思いや人生があります。これから人も大切にしながら、世界に誇れる佐賀県、未来に向けてさらに飛躍する佐賀県を目指し、全力を尽くしてまいります。

◎石倉秀郷君（拍手）登壇Ⅱおはようございます。ただいま議長のご許可を得ましたので、一般質問をいたしたいと思います。

今日は、四項目にわたりまして知事にお伺いをいたすわけですが、一項目めは中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策について、二項目めは佐賀空港について、三項目めは九州新幹線西九州ルートについて、四項目めは三期目の総括と四期目の出馬についてということで質問をしま

すので、どうぞ明快な答弁をお願いいたします。

質問に入ります前に、昨今の情勢を踏まえ、一点言及をさせていただきます。

今議会の開会直前、六月四日に県警のDNA鑑定問題に関する警察庁の特別監査の最終報告が公表されました。この問題につきましては、昨年九月定例会において、我々県議会は、一つ、真摯な反省、二つ、第三者による調査、三つ、再発防止策の具体化等を強く求める決議を全会一致で可決したところでございます。

特別監察の最終報告書によりますと、県警の調査で百三十件とされていた不正の総数が百件以上も膨らみ、二百三十九件であったことが明らかになりました。冤罪につながる事案がなかったのがせめてもの救いでありますが、県警に対する県民の不信感はさらに大きくなったと言わざるを得ません。

DNA鑑定をはじめとする科学鑑定は、現在の犯罪捜査において不可欠なものであります。県警におかれましては、県議会の決議を胸に刻み、県民の信頼回復に向け、本気で心して出直しを図っていただきたいと強く訴えるものであります。

問一、中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策についてお尋ねをいたします。

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰やナフサ不足等による燃油や資材、日用品の価格の高騰、一部の資材の供給の遅れが連日報道されております。県内においても、県民生活や医療・福祉、農林水産業、建設業など、幅広い分野で様々な影響が生じております。

実際に、県内の医療機関関係からは、医療報酬が定められておられる

中で、急激な物価上昇により、原材料費や光熱費等が増加し、経営が圧迫されているとの声が寄せられております。

また、農業者からは、飼料や農業用資機材のさらなる高騰を懸念する声があつておりまして、建設業者からも建築住宅を受注しても、外壁材、断熱材、塗料等の建築資材の調達の見通しが立てにくいと、完成時期を約束できず苦慮しているといった切実な意見が聞かれています。

こうした中、国においては、中東情勢の長期化に伴うエネルギー価格高騰や物価高への対応として、総額三・一兆円の補正予算が六月五日に成立し、地方への重点支援地方交付金一千億円も盛り込まれたところがあります。

また、県においても、これまでの重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策が順次講じられてきておりますが、今議会では、医療・福祉、農林水産、中小企業など、幅広い分野を対象に、物価高に伴う痛みの緩和や未来に生きる生産性向上等に資する予算が提案されております。

一方、中東情勢においては、米国とイランが戦闘終結で合意したと報じられておりますが、今後の情勢は依然として不透明であります。引き続き注視が必要と思われます。今後、県内への影響をできるだけ抑えることができるよう、県は情勢の変化に応じて、より柔軟かつ早急に県内事業者や県民への支援を行ってみたいと思います。

今、不安に感じている県民の皆さんの思いに寄り添い、今議会に提案されている物価高騰対策に係る補正予算に盛り込まれた知事の決意についてお伺いをいたします。

二項目めは、佐賀空港についてお尋ねをいたします。

以前もパネルを出しましたがけれども、知事さん、これが今現在の滑走

路。（パネルを示す）これは五百メートルの滑走路延長。ここが平行誘導路、暫定的な計画ですけれども、ここは誘導路が大体四本。ここは駐屯地、佐賀空港。こういうふうな配置図になっておりますので、ここをちよつと頭に置いていただいて、私の質問を聞いていただければありがたいというふうに思います。

九州佐賀国際空港の昨年度、令和七年度の利用者数は、全体で六十四万人と過去五番目の利用者数となり、コロナ禍後、順調な回復を見せております。国内線の羽田便につきましては過去二番目の利用者数で、過去最高だった平成三十年の利用者数にあと三百五十人と肉薄する結果になっております。

国際線については、日中間の旅行需要の低迷により上海便が運休となっているものの、ソウル便は一月から二月にデイリー運航するなど、冬季の旅行需要の高まりをうまく取り込み、過去最高の搭乗率を記録しております。台北便については、昨年四月、三往復に増便したことで過去最高の利用者数となっております。

県では、九州佐賀国際空港の就航エリアの拡大や安全性向上による制約の解消が必要として、滑走路延長二千五百メートル化に取り組んでおられます。加えて、佐賀駐屯地の開設も重なり、全ての航空機の円滑な運航を確保するために平行誘導路の整備が必要とされておりますが、私といたしましても、コロナ禍前、過去最高を記録した平成三十年の全体約八十二万の利用者数を超える日も近いと感じております。九州のゲートウェイ空港として、北部九州の中心に位置する九州佐賀国際空港のさらなる成長のためには、滑走路延長と平行誘導路は必要不可欠と考えておるところであります。

知事は、令和七年九月議会の演告で、空港と駐屯地それぞれの機能を發揮するためには滑走路延長と平行誘導路整備が必要不可欠であり、さらに有明海の漁業者のことを考えると同時の工事が必要であることから、引き続き防衛省と協力して取り組んでいく旨を表明されております。

また県では、同時工事が必要として、昨年に引き続き本年五月にも国への政策提案を行われているところであります。このように、民間空港としての発展を進めるためのハード整備については着実に進めていく必要があると考えます。

他方、空港に隣接する佐賀駐屯地は昨年七月九日に開設され、間もなく一年が経過しようとしております。この佐賀空港の自衛隊使用については、平成二十六年七月に当時の武田防衛副大臣が佐賀に来訪され、オスプレイ十七機の配備と後に取り下げられた米海兵隊の利用、そして、目達原駐屯地のヘリコプター五十機の移駐が要請されたところでありましたが、オスプレイ十七機の移駐に必要な駐機場や格納庫等は整備されているものの、目達原駐屯地からの移駐については、いまだ完了していない状況にあります。

一点目は、佐賀空港の滑走路延長と平行誘導路整備についてであり、また、

佐賀空港の滑走路延長と平行誘導路の整備について、防衛省からの支援を含め、今後どのように進めていくのか、知事の考えをお伺いします。二点目は、目達原駐屯地のヘリコプターの移駐スケジュールについてであります。

平行誘導路の整備に関し、防衛省から支援が得られるとすれば、その費用負担は自衛隊機と民間航空機の離発着回数の比率を参考に決められ

することも考えられます。民間航空機の離発着回数が令和六年度で七千二百十回、防衛省が運航計画の中で示しておる年間最大一万七千回の離着陸回数には目達原駐屯地の五十機も含まれていることから、目達原駐屯地からの移駐スケジュールを明確にしておく必要があると思います。

こういったことを踏まえ、目達原駐屯地のヘリの移駐に対する知事の考え、認識をお伺いいたします。

次に、九州新幹線西九州ルートについて質問をいたします。

このルート、佐賀空港南ルートですけれども、（パネルを示す）これは有識者の方、シンクタンクの方が図面に落とされたというふうに聞いております。佐賀空港から北に大体四キロ、このラインで恐らくこれは久留米だと思えますけれども、久留米からこういうふうなルートでどうだろうかということです。だから、このことも頭に置いていただいて、私、今から質問しますので、しっかりと整理をしていただければと思います。

九州新幹線西九州ルートについて質問をいたします。

九州新幹線西九州ルートについては、国が昭和四十八年に整備計画を決定して以来、実に半世紀以上にわたり地域を二分するほどの幾多の議論と経過をたどりながら今日に至っております。

昭和六十年、国は早岐ルートを公表しましたが、その背景には、原子力船「むつ」の事故対応時に佐世保市が取り付けた「むつ念書」があったとされております。しかし、国鉄分割・民営化後、ＪＲ九州が、収支面から、早岐ルートに難色を示し、この約束は事実上、ほごにされることになっております。

平成四年、佐賀県、福岡県、長崎県、ＪＲ九州など六者間で短絡ル

トによるスーパー特急方式、西九州ルートの原点となる地元合意がなされております。その後、国がフリーゲージトレインの開発を断念し、現在の状況に至っておると考えます。

令和四年九月にリレー方式による対面乗りかえで西九州新幹線が開業したことにより、嬉野市や武雄市には光がもたらされ、一方で、長崎本線沿線の鹿島市や太良町においては、特急列車の大幅な減便により、利便性が著しく低下するなど、地域間における光と影が鮮明に現れる結果となりました。

これまでの合意を守り、一定の負担を受け入れながら整備に協力してきた佐賀県にとって、フリーゲージトレインの開発断念はまさに前提を覆されるに等しいものであり、現在の状況を招いた責任は国にあると言わざるを得ません。とはいえ、今なお方向性が定まらない状況は、佐賀県にとっても、国にとっても決して望ましいものではありません。フル規格整備をするしないは別として、現状を少しでも打開するため、課題解決に向けた議論を停滞することなく進めていく必要があります。

昨年十月以降、山口知事は、国の求めに応じ、国土交通省の水嶋事務次官と精力的に協議を重ねてこられ、その姿勢は評価するものであります。一方、水嶋次官も、二度佐賀県を訪れるなど、自ら汗をかい、議論を少しでも前に進めようとする姿勢が感じられます。

お互いの立場は違えども、胸襟を開いて様々な課題を議論されているものの、国会の会期は七月十七日までの予定であります。一般的には国の人事異動時期となります。佐賀県にとってスケジュールありきの議論をすべきではないとの姿勢は理解できますが、山口知事と水嶋次官との関係性を踏まえれば、今この時期が課題解決に向けた道筋をつける極

めて重要な局面で、今以上の機会はないと考えております。

報道によれば、環境アセスの幅について国交省と佐賀県とは考え方の相違があるとのこと。新鳥栖―武雄温泉間には、財政負担、ルート、在来線など課題がありますが、議論の進展につながる何らかの糸口を見いだしていくべきと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

環境アセスを含め、今後、水嶋次官との協議をどのように進めていくのか、知事の決意をお伺いいたします。

四点目、最後に、三期目の総括と四期目の出馬についてお尋ねをいたします。

先ほど大場議員からも四期目出馬に関する質問がございましたが、私からは、自民ネクスト会派を代表してお尋ねいたします。

山口知事は、平成二十七年一月に就任後、一貫して、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として、「現場」「ミッション」「プロセス」をキーワードに掲げ、県政を前進させるため、政治家山口祥義として取り組んでこられました。

知事就任からこれまでを振り返ってみますというと、初登庁間もなく発生した鳥インフルエンザ、令和元年佐賀豪雨、令和三年八月豪雨、令和五年七月北九州北部豪雨などの危機管理対応、県民の愛着と誇りの醸成に大きく寄与した「肥前さが幕末維新博覧会」の開催、未曾有のコロナ対応、SAGAアリーナの整備や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功など、ハードとソフトの両面において成果を上げられてきております。着実に佐賀県を前進させておられるものと私は考えております。

知事が発案されたSSP構想も年々取組が進化し、今議会には、白石町、Dragging Sportsと連携したアスリート寮や合宿所の整備に関わる予算が提案されております。スポーツを通じた県と市町が連携したまちづくりの好事例となることを期待しております。

さらには、佐賀の今と将来を見据え、佐賀県立大学の開学に向けて、後発であればこそその利点を生かし、着実に準備を進められております。令和六年九月には、経済五団体から早期開学要望が出されているほか、協力事業所の数もさらに増加するなど、経済界の期待も日増しに大きくなっております。

また、玄海原発、佐賀空港の自衛隊使用、有明海再生といった国政課題にも、難しいかじ取りの中、時々苦渋の選択や決断をしながら進めてこられました。九州新幹線西九州ルートについては、先ほど質問したとおりであります。

こうした中、昨年七月のサガテレビの県民世論調査では、八割を超える支持、昨年十一月に行われました佐賀新聞の県民世論調査では、六割近くの支持を集めておられます。メディアの調査の仕方なども様々であります。多少の開きがあるものの、知事のリーダーシップなどが県民から支持されているように思います。

私自身も、山口知事の県政運営については、甘いと判断されるかもしれませんが、五段階評価でいくと、オール四、八十点は取れていると思っています。時に議会や県民からの慎重論や反対論の意見がある中、間接民主制において、県民の代表である議会の議決を得ながら、県政発展のため、SAGAアリーナの整備や県立大学の設置などを推進していく姿には、政治家、山口祥義の本分を感じるところであります。SA

G Aアリーナの整備を契機に、変革を遂げている今の佐賀の躍動を見ると、山口知事の先見の明は評価されるべきものだと思います。

こうした中でも、先ほど質問をしたとおり、中東情勢の悪化など、国際情勢が県民生活に大きな影響を与える事態であります。山口知事は、これからも県民の生活を何よりも大切にし、県民第一で県政を前へ進めていただきたいと思います。

そこで改めて、山口知事は三期目の県政運営をどのように総括をし、そして、四期目の出馬についてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

以上、四項目の質問といたします。御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ石倉秀郷議員の御質問にお答えします。

まず、中東情勢の緊迫化に伴う物価高対策についてお答えします。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の高騰、ナフサ関係の目詰まりなどによりまして、県民生活、県民経済に様々な影響が及んでおります。

県はいち早く、物価高騰による県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐように、令和四年度から切れ目なく対策を実施してまいりました。佐賀県は即効性のある応急的な対策はもちろんです。将来を見据えた構造改革、賃上げ・人材確保の好循環につながる対策も併せて実施しております。

さらに、令和八年度当初予算にかけて六十一事業、百十六億円を措置しました。生活者や幅広い分野の事業者にきめ細やかに網羅的な支援を展開したと考えています。特に国の対策では行き届かないところですか、国の対策と現場のミスマッチがある場合などには県独自の対策を講

じてきたわけです。

例えば、「今を支え、未来を拓く」支援としては、収益性向上のための園芸農家への資機材導入支援ですとか、持続的な賃上げ実現に向けた過去最大規模の事業者支援、農林漁業者への燃料費等高騰支援、畜産農家への配合飼料等価格高騰支援。

例えば、「きめ細やかに網羅的」な支援といたしましては、国庫補助の隙間がありましたので、そこを県として対象にした保育施設への省エネ空調導入支援ですとか、汚物除去洗濯機の導入など、福祉施設職員の負担軽減支援、子育てタクシー利用券、小・中・高生アスリートの遠征費補助などがあります。

例えば、「佐賀ならではの支援」といたしますと、CSOネットワークを生かした生活困窮世帯への支援、商工団体と連携したSAGAプレミアム商品券、これは小規模な商店街でも参画可能にいたしました。さらには、伝統産業の競争力強化を支援したり、文化芸術活動の支援などまで含めて行っております。

現場のニーズが高く、今回の補正予算で拡充したものもありまして、これまでの対策において一定の効果が出ているものと認識しています。

さはさりながら、中東情勢は日々変化しております。戦闘が終結いたしまして、損傷した石油関連施設の復旧ですとか物流体制の正常化などには一定の時間を要するのではないかとの見立てもありますし、先行きは見通せません。

県は五月に、物価高騰の抑制、原油由来製品の目詰まりの解消などについて迅速かつ機動的な対策を講じるよう国に政策提案を実施いたしました。

今議会では、県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐようにとの思いで、幅広い分野を対象に、目の前の物価高に伴う痛みの緩和、未来に生きる生産性向上などに資する予算、十二事業、二十三億円を提案させていただいております。

物価高騰対策は、速やかに効果が発揮されることが肝要です。県民の皆さんのもとに県の支援が迅速に届き、様々なところで効果を発揮できるように早期の事業実施も図っていきたいと思いますし、そうしたためには、私自身も定期的に事業実施の状況を確認させていただきたいと考えます。

引き続き、中東情勢の影響も踏まえながら鳥瞰的な視点を持って対応してまいります。

続きまして、佐賀空港の滑走路延長、そして、平行誘導路整備についてです。

石倉議員から御指摘がありましたとおり、九州佐賀国際空港は、九州のゲートウェイ空港としてコロナ禍後に順調に回復していると認識しています。私はこの滑走路延長と平行誘導路整備がなされれば、北部九州の旺盛な経済活動や観光事業、インバウンド需要に応えることができ、また、防災拠点空港としての機能向上、そして、滑走路処理能力を超越した福岡空港の代替としての役割を担うなど、多面的な活用が可能と考えております。そうしたことから、国に対しても提案を行っております。滑走路延長については、現在、環境影響評価の手続を進めており、配慮書、方法書、現地調査、準備書が完了し、評価書の作成を行っているところです。

平行誘導路につきましては、今年度に工事費の算定や施工計画の検討

を行う予定です。

滑走路延長と平行誘導路整備については、中谷元防衛大臣から全面的に協力するというお話をいただいておりますし、昨年十二月二十二日に小泉防衛大臣ともお会いしてそのことを確認させていただいております。今後も、防衛省と連携しながら国交省などとの協議を進めてまいります。続きまして、目達原駐屯地のヘリコプターの移駐についてです。

議員からお話がありましたように、平成二十六年七月の防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請には、オスプレイ十七機の配備だけでなく、周辺の市街化が進む目達原駐屯地からのヘリコプター約五十機の移駐も含まれております。

目達原駐屯地のヘリコプターの移駐スケジュールについては、これは防衛省さんが考えることですけれども、私は現時点で説明を受けておりません。そして、担当部からは、防衛省からまだ決まっていないと説明を受けたと報告を受けております。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。九州新幹線西九州ルートは、国がフリーゲージトレインを断念し今に至った特殊事情があります。今の状況を招いた責任は国にあり、国の責任が議論の出発点であります。そして、そのことはJR九州と長崎県との間でも確認をしています。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題を多面的に考えることが必要で、複雑な連立方程式を解くようなものと申し上げてまいりました。仮に今のスキームのままでフル規格で整備しますと、財政的影響だけを考えても佐賀県の将来を毀損するものとなります。慎重な議論が必要と考えております。

そして、佐賀県は、国の求めに応じて全く新しい話として様々なチャネルで国との対話を真摯に続けてまいりました。鉄道局との間では、地域交流部が令和二年から八回に及ぶ「幅広い協議」を実施してきました。その間、鉄道局は佐賀駅を通るルートでのフル規格整備が前提で、新たな提案は一切ございませんでした。

昨年十月以降は、私と水嶋国土交通事務次官との間でフル規格整備の可能性について二者協議を重ねております。水嶋次官との間では、フル規格整備の可能性について議論を深めるために、財政負担、ルート、在来線などの課題、さらに、九州全体の将来展望や地域振興なども含め、多面的な協議を続けてまいっております。その過程で、財政負担については、今のスキームでは難しいということで見通せない状況です。理解が重なった点もございます。

そうした中で、本年四月に水嶋次官から、ルートを特定しない幅を持った環境アセスの提案がありました。この提案は、フル規格整備の大きな課題の一つであるルートにも関わり得るもので、なかなか難しく慎重な議論が求められると思っています。私は、フル規格整備の可能性について議論を深める方向であればアセスの実施もあり得るということと協議を重ねています。しかしながら、水嶋次官からの提案は、ルートを特定しない幅を持った環境アセスとしているにもかかわらず、実質的に特定のルートに絞られてしまうような幅の狭いものでございました。

ルートについては、議員御指摘のとおり、県議会や県民の間で様々な考え方がありと私も認識しています。

私はどのルートにすべきという点は全くフラットです。県内に様々な意見がある中で、フル規格整備の可能性の議論を深めている段階で、実

質的にルートを決めてしまい、あらかじめ選択肢を限定するべきではないと思っています。

ここまでにについては断片的に報道がなされております。これ以上、より具体的な内容は落ち着いた環境での協議が必要であります。

五月二十六日の二者協議において、議論の途中経過を対外的に話さないことを水嶋次官との間で確認しました。

フル規格整備には、財政負担、ルート、在来線など、様々な課題があります。アセスの件が出されてルート論が注目されておりますけれども、財政負担、在来線の課題、その一つ一つでも県民生活に甚大な影響があります。フル規格整備の可能性について、今、協議を続けています。今後の協議がどのような方向に向かうかは簡単には見通せない状況です。

しかし、私はフル規格整備の可能性について、こうした様々な課題がある中においても、未来に禍根を残さない方向性などを県民の皆さんに提示することができないか、引き続き国土交通省との間で協議を行っていく所存です。

最後に、三期目の総括と四期目の出馬に対する私の考えを申し上げます。

私は知事就任以来、一貫して県民からの信頼を大切にしてきました。人を基軸に、佐賀県が持つポテンシャルを最大化すべく、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を推進してまいりました。

県民の命と暮らしを守ることが私の最大の使命と心得ております。危機管理に向き合い、救える命を救うという強い信念の下、現場重視のオペレーションで迅速に臨機応変に対応してきました。危機管理先導県としての対応力、佐賀県の強みである災害支援CSOとのネットワークは

我々の大きな財産だと考えています。

また、県民自らが地域を愛し、地域への誇りを持つことが、佐賀県の未来を開く大きなエネルギーになるとの思いで、「佐賀さいこう！」をキーワードに、佐賀県のすばらしい価値を伝えてきております。

そして、知事就任以来大切にしている「さがデザイン」は、クリエイティブを突き詰めた多彩なプロジェクトをつくり出しています。幅広い施策に横串を刺しながら、プロジェクトのコンセプト自体もデザインし磨き上げ、新たな光の当て方を見つける視点は山口県政の強い推進力となつてございます。

これまでの振り返りですが、一期目は、自発の地域づくり、「子育てし大県」さが「」、「さがすたいる」、SSP構想など、佐賀の将来に向けてその価値が開花するように様々な種をまきました。

二期目は、新型コロナウイルスが蔓延するという状況になりました。また、令和元年、令和二年、令和三年と相次いだ豪雨災害など、県民の皆様の命と暮らしを守る対策に向き合ってきました。

そうした中でも、SAGAアリーナの整備、「歩こう。佐賀県。」、「プロジェクト65+」、「さが園芸888運動」など、その先につながる施策を具体化するなど、一期目に広くまいた種を芽吹かせ、それを着実に育ててまいりました。

そして、三期目でございます。佐賀県が常に先を見据え、世界に向けて続けてきた挑戦が芽を出し、花開いていると認識しています。

例えば、SAGAアリーナのグラントオープン、「SAGA2024」の開催であります。多くの感動を生み出すSAGAアリーナを核としたSAGAサンライズパーク周辺は、日常と非日常が織りなすエリアとな

り、そこに生み出された新たな価値は佐賀駅周辺の景色を大きく変えています。

また、「森川海人もりかわかいとつプロジェクト」から生まれた「PLA PLA」であります。今月七日のオープニングセレモニーには、石原環境大臣、そして世界八カ国の大使や総領事などをはじめ、志を同じくする多くの方々に参加いただきました。世界的な課題になっている海洋プラスチック問題の解決に向け、地域発の取組の輪を広げていく意欲的なプロジェクトがスタートしました。

さらに、佐賀県独自のコスメティック構想、「Tゾーン」の整備、歴史公園内に全国で初めて誕生した「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」、鹿島・太良地域の日常や営みの価値を表現する「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」などなど、人の力、デザインの力をも駆使し、戦略的な構想の下で佐賀県全体の価値をネットワーク化し、磨き上げていきます。

そして、こうした施策の効果は様々な指標にも現れているのではないかと感じています。

例えば、地価公示です。令和八年の地価公示において、佐賀県は商業地、住宅地、工業地の全ての用途で上昇率が全国一桁順位となりました。そして、四十七の都道府県庁所在地における商業地の上昇率の順位は、一位が東京二十三区、二位が大阪市、これに続きまして佐賀、京都、福岡の順となり、佐賀は地方都市で唯一上位の地域となっております。

また、県民経済計算に目を向けますと、九州内の一人当たりの県民所得は、これまで長い間、福岡県が一位でありました。そして、令和三年、令和四年の直近二年間は熊本県が一位でありましたけれども、ついに令

和五年度は佐賀県が、佐賀県としても過去最高額となり、初めて九州一位となったわけでございます。

そして、有効求人倍率です。佐賀県の有効求人倍率は足元で五カ月連続で九州一位となっています。地域経済の活況を背景に、人材需要が急伸、急に伸びておりまして、幅広い分野で人材が求められている状況です。

人口動態では、国内の人口は当然減少トレンドにある中ですが、佐賀県の人口増減率の都道府県間順位は、令和二年国勢調査で二十三位だったものが令和七年では十八位に改善しており、健闘しております。さらに、この十年間の日本人の社会増減に着目すると、転出超過数は約二千七百人から約千二百人へと改善しております。もちろん県民の声を聞く、と、足元で厳しいという声は多く聞くわけですが、今、日本全体の少子化の中で、佐賀県はかなり善戦して、県民総意の力で頑張っているんじゃないかと私は認識しています。まさに今、佐賀県のような本質的価値が高まり、好機をも迎えているとも感じています。

また、昨年は戦後八十年という節目の年でもありました。高齢化が進む御遺族の皆様の思いを深く受け止め、原田議員からの御提案を受け、十年前倒しで追悼式を開催しました。追悼式を機に、戦争の記憶や平和への思いをインタビュー形式で聞き取り、記録する事業をスタートさせました。

城原川ダムにつきましては、苦渋の決断をされた水没地域の皆様の思いを未来に残すために、御家族ごとの思い出や地域の風景を映像としてアーカイブ化しております。こうした今しか残せない記憶、そしてかけがえのない様々な思いを未来につなぐ取組を大切に進めてきました。

しっかりと次世代に引き継いでいきたいと思います。

今後の県政運営について申し上げます。

この十一年間、一日一日を全力で取り組むことで、かねてから私がイメージしていた佐賀県のすばらしさが発揮され、ポテンシャルが最大化していく姿に徐々に近づいてきたように感じています。今、世界では大國による現状変更の試みなど、力の誇示や行使が続いています。中東情勢などの不確実性は世界経済に大きな影響を与えており、国内では原油価格の高騰など、物価高が進行しています。こうした世界の情勢を俯瞰的に捉え、変革のときにも常に先を見据えて、将来に向けての布石を打つ佐賀県でありたいと考えています。

これまでも、そしてこれからも全ての源泉は人であります。現在、あらゆる分野で人材が不足しています。人材の育成、確保は喫緊の課題です。特に佐賀県では、子供が多い県であるにもかかわらず、他県へ人材が流出しています。こうした状況の中、例えば、教育と産業を結ぶ「さが高等教育構想プラットフォーム」の展開では、小・中・高・大の教育を産業界につなげ、人づくりの全国モデルになるスキームをつくり出していきたいと思っています。

そして、令和十一年の開学を目指す県立大学。起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成し、様々な分野で佐賀県を支える人材をつくっていききたいと考えます。また、学生を教育するだけでなく、地域との連携を重視し、「日本一プロジェクトが生まれる大学」、地域のシンクタンク機能をも持つ大学をつくり上げ、佐賀県で大きな役割を果たす拠点にしたいと思っています。令和十年には「山の博覧会」、全国都市緑化フェアを佐賀県で開催し

ます。地域の人と山が織りなす佐賀ならではの自発の地域づくりにより、新たな人と人とのつながりを生み出す、この先の跳躍点になるような大会にしたいと考えています。

また、「さが園芸888運動」では、収益性の高い園芸農業を中心に、稼ぐ農業への転換を進め、所得の向上を実現することで新たな担い手をつくっていく好循環が生まれるよう、施策を一段と加速させます。

そして、SSP構想のさらなる進化です。佐賀から新しいスポーツの世界を切り開く構想は、投資を県民の利益として回収していくスポーツビジネスの歴史を紡いでおります。常に挑戦を続けながら大きく発展させていきます。

石倉議員からも、DragoingSportsが運営する白石町の体操専用施設、アスリート寮、合宿所を御紹介いただきました。私はSSP構想により、こうした全国からアスリートが集う拠点が県内各地に形成され、スポーツ文化の裾野がますます広がる姿を描いております。好循環が生まれている今、県議会の皆様、県民の皆様と力を合わせ、それぞれの地域が持つ価値を捉え、再認識し、昇華させていくことが佐賀のさらなる発展につながると確信しています。私はさらに輝く佐賀県を見たくて、チーム佐賀、オール佐賀で全力を尽くしていきます。

そうした中で、六月五日の四師会を皮切りに、市長会、町村会や建設・商工団体などから四選への出馬要請をいただきました。また、これまで様々な場で期待の声もいただきました。先ほど御答弁させていたいただいたとおり、私は新たな価値をさらに生み出し続ける佐賀県をつくるべく、年末の佐賀県知事選挙に再び挑戦する決意をいたしましたわけでございます。

私は佐賀をよくしたいという強い思いでこれまで県政を担ってきました。佐賀県民の皆さんのために、そして県民の皆さんと共に引き続き県政を担っていくという覚悟です。「挑戦なくして、伝統なし」、「SAGA2024」の開会式でも申し上げた私が大好きな言葉です。佐賀県らしい伝統的な営みのすばらしさを大切にしながら、未来志向で新しい挑戦をする。佐賀県が持つ本質的価値を磨き、積み重ねていく挑戦が佐賀県の未来を切り開く道であると強く信じております。「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」。これからも人を大切にしながら、世界に誇れる佐賀県、未来に向けてさらに飛躍する佐賀県を目指し、全力を尽くしてまいります。

◎徳光清孝君（拍手）登壇Ⅱ皆さんこんにちは。県民ネットワークの徳光清孝でございます。

私の質問の傍聴者は午後一時に来るようになっていきます。まさか午前中に入るとは思っていませんでした。ですが、しっかりと質問をしたいというふうに思います。

通告に従いまして、順次、県政の課題について質問いたします。山口知事、そして甲斐教育長、福田警察本部長及び岸川公安委員長の誠意ある答弁、そして、執行部の皆さんの答弁をよろしくお願いいたします。

一番目の問いは、県警DNA型鑑定の不正問題についてであります。県警の科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定不正問題について、ここでは、その概要や経過について申し上げます。重要なことは、鑑定の不正によって捜査や公判へ影響を与えていないのかどうか、どうして不正が行われ、長い期間にわたって見過ごされてきたのか、どうすれば二度と起こさないという再発防止の対策が確実に実施

されるのか、今後、県警への県民の信頼を取り戻すことができるのかどうかということだと私は受け止めております。

この不正が発覚して以降、私は、昨年九月議会で一般質問、十一月議会で常任委員会の質問、そして、今年二月議会で一般質問と常任委員会の質問、これまで四回にわたって県警をただしてまいりました。そして、今回、警察庁の特別監察の最終結果が公表されたところであります。その内容は、一言で言うならば、警察の調査が不十分であったことを明確に示していると言えるのではないのでしょうか。改めて県警は特別監察結果を真摯に受け止め、再発防止や県民の信頼回復に全力を挙げなければならぬと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、警察庁特別監察結果に対する受け止めについてであります。

警察庁の特別監察結果を県警察の調査結果と比べますと、大きな違いが生じていると受け止めております。それは、不正件数やその種類が大幅に増加をしたこと、結果として鑑定事案の約四割に不正が見つかったこと、不正を開始した時期が約一年早まっていたこと、発覚後も残余書類を扱える部署にいたこと、特別監察では、不正のうち三十七件は、捜査への支障が生じていないかどうかは明らかにならなかったということだと思っています。結果として、いかに県警の調査がずさんで不十分であったかが明らかになったと考えております。

まずは、このことをどう受け止めているのかお尋ねをいたします。

次に、特別監察では、三十七件が捜査への支障が生じているかどうか明らかにできなかったと結論づけております。これに對しまして、六月四日に行われました福田警察本部長の記者会見では、関係書類の精査に

より容疑者を特定できた事案は見当たらなかった、捜査への影響はなかったと判断したと述べたと報道されております。つまり、この報道とおりだとしますと、特別監察結果と違うことを会見で福田本部長は述べております。

そこで、どうして県警は支障がないと断定できるのかお尋ねをいたします。

次は、再発防止策の見直しについてであります。

不正の種類分けが県警調査の九種類から、特別監察では二十種類に増えています。それだけ再発防止の取組の幅が広がったのではないかと思います。また、特別監察では、再発防止策について大変細かく実施することを指導しております。この結果、県警のこれまでの再発防止策を根本から見直す必要があると考えますが、今後どのように再発防止策を進めていくのかお尋ねをいたします。

また、再発防止策を確実に進めるためには、そのことを専門的に取り扱うチームなり、あるいは部署なり、そういったものが必要ではないかと思いますが、その点についてもお尋ねをいたします。

次は、第三者による調査についてであります。

昨年九月議会で、我々県議会は再発防止と第三者による調査を求める決議を全会一致で可決いたしました。本部長も、これは大変重たいものだとして受け止めたことこれまで述べております。我々の第三者による調査を求める質問に対し県警は、県警調査の実施後は、県警調査は徹底して精査した上で鑑定資料自体に手を加える等の取り扱いはなかった、その上で第三者的に県公安委員会が詳細に調査を確認している、第三者的立場で県公安委員会が指導しているから第三者による調査は必要ないと答

弁してまいりました。そして、警察庁の特別監察が始まってからは、直接の言及は避け、警察庁の特別監察を見守るという趣旨の答弁に変化を
してまいりました。

今回の警察庁の特別監察の結果を受けても、記者会見の中で福田警察
本部長は、第三者による調査は必要ないと発言をしております。しかし
ながら、今回の特別監察で県警調査は不十分と結論づけられました。こ
れは、当初の県警調査を基にした第三者による調査は必要ないという判
断の根拠は崩れたのではないかと私は思います。今回、特別監察が終了
しましたが、これをもってどうして第三者による調査等が必要ないと言
い切れるのか、私には理解できません。改めて第三者による調査が必要
ではないかと思えますので、警察本部長の見解をお尋ねいたします。

この質問では最後になりますが、県公安委員会の受け止めについてで
あります。

公安委員会としてはこれまで、県警から調査の内容を詳しく説明を受
けており、公安委員会として様々協議する中で調査方針や状況などに
ついて強く指示してきた、第三者的に警察を管理しており、第三者による
調査は必要ないと答弁をされてきました。しかし、今回の特別監察で県
警の調査そのものが不十分であることが断定されました。この間の県警
の調査に向き合ってきた県公安委員会は、その役割が果たされていたの
かどうかも含めて、改めて役割が問われていると思います。公安委員会
が協議をし、調査方針や状況などについて強く指示してきた県警調査そ
のものが不十分だったということを経験したことを受けて止めてい
るのかお尋ねをいたします。

さらに公安委員会として、警察庁の特別監察の結果をどう受け止めて

いるのか重ねてお尋ねをいたします。

二番目の問いは、物価高対策についてであります。

ここ数年、物価上昇が続いておりまして、県民生活や県内のあらゆる
産業などに影響を及ぼしており、将来に不安を感じている県民の方々も
多いのではないかと感じております。

国は、電気料金やガソリン価格などへの補助をはじめとして、物価高
対策を講じてきております。また、佐賀県は、県内の実情を踏まえなが
ら、国の政策が届かない分野へより踏み込んだ物価高対策を実施してき
ていると認識をしております。

また、勤労者の給料は、ここ三年余り高い伸びを記録しておりますが、
物価上昇には追いついておらず、昨年まで四年連続で物価を勘案した実
質賃金はマイナスとなっております。今年に入ってから四カ月間は、
物価上昇が少し落ち着いてきたこともありまして、僅かながら実質賃金
は上昇に転じております。しかしながら、今後も実質賃金が増え続け
る情勢にはないのではないかと私は受け止めております。

さらに、年金生活者にとってみますと、年金支給額の引き上げは、皆
さん御承知のとおり、物価上昇分よりも低く抑える仕組みとなっており
まして、年金生活者の収入は目減りをしております。

そして、これまたこれまでの物価上昇に加えまして中東情勢の悪化に
よる原油高や品不足が今の厳しい状況に拍車をかけております。

六月十日に公表されました国内の企業物価指数によりますと、五月の
企業物価は前年同月比で六・三％上昇し、三年二カ月ぶりの高水準とな
りました。これは中東情勢の悪化によって、原油やナフサの値上がりで
石油及び化学関連製品の価格が高騰したためであると言われております。

今後、消費者が購入する商品価格に上乘せされていくため、落ち着きを示した消費者物価も再び大きく上昇する可能性があります。私も建設関連の業者の方から、塗料や断熱材等々が入手できず、顧客の要望に応えることができず大変困っているという話を聞いております。

そういう中で、私たち県民ネットワーク会派は、去る四月二十一日に山口佐賀県知事に対しまして緊急対策を求める四項目の申し入れを行ったところであります。

昨日ですか、アメリカとイランが戦闘終結に向けた覚書に合意したと報道されました。ただ、この実現に向けてもまだまだ予断を許さない状況だと思いますし、仮に合意しても、石油やガスなどのエネルギー供給が回復するには数カ月かかると言われております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、物価高騰や中東情勢の悪化による県内への影響についてですが、山口知事は物価高騰や中東情勢の悪化が県内にどのような影響を及ぼしていると認識しているのかお尋ねをいたします。

次に、物価高対策を進める体制についてであります。

これまで物価高対策を実施してきましたが、県庁内での物価高対策を行う体制はどうなっているのか、また、どのようなやり方をしてきたのかお尋ねをいたします。

次に、これまでの物価高対策の受け止めについてであります。

県は国の対策から外れた分野にも目を向けて様々な施策を実施してまいりました。現状ではどのような効果があったと受け止めているのかお尋ねをいたします。

そして、今後の対策についてであります。

本定例議会にも物価高対策を含めた六月補正予算が提案されておりますが、まだまだ原油高や品不足等への対策は必要だと思っております。今後、国への要望も含めまして、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

この問いでは最後になりますが、指定管理者への物価高対策についてであります。

指定管理者の指定期間はほとんどが五年間となっております。そして、指定した時点で指定管理料が決められております。指定した時点から物価高騰や人件費の上昇が続いておりまして、指定管理者は経営的に苦しくなっているのではないかと思っております。

国も、労務費の適切な転嫁や官公需における価格転嫁に関する対応策を示しております。また、二〇二六年度地方財政計画におきましても、物価高騰への対応としていたしまして、委託料や施設管理経費等に対する地方財政措置の拡充が図られております。

県は、指定管理者に対し、物価高や人件費上昇を踏まえた対策をどのように実施しているのかお尋ねをいたします。

三番目の問いは、部活動の遠征等における安全確保についてであります。

去る五月六日、磐越自動車道で新潟県の私立北越高校ソフトテニス部が乗車をしていましたマイクロバスが事故を起こしました。その事故により高校生一人が死亡し、二十名が重軽傷を負ったと報道されております。そして、運転手が過失運転致死傷の疑いで逮捕されました。亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、けがを負われた方々にお見舞いを申し上げます。

この事故は全国に衝撃を与えたと思います。その後の報道を見る限りにおきまして、安全確保対策をしつかりと行っていれば、この事故は防げたのではないかと私は受け取っております。

この事故を受けまして、文部科学省やスポーツ庁は全国教育委員会に「部活動の遠征等における安全確保について」という通知を出しております。そして、現在、全国の教育委員会は、部活動の移動手段の実態を把握する調査を行っており、安全対策の徹底に向けてさらなる取組に着手していくのではないかと思います。

このような悲劇を二度と起こさないためにも佐賀県でも安全対策の徹底を図ってもらいたいと思います。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、公立学校の部活動移動についてであります。

移動に関するルール等についてであります。県教育委員会は県立学校の部活動移動に関するルール等を定めていると思いますが、それがどのような内容になっているのかお尋ねをいたします。

次に、各学校の部活動の移動の実態についてであります。

文部科学省等の通知を見ますと、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討を行うこととされております。しかしながら、佐賀県の場合、公共交通機関の利用だけでは遠征は難しいのではないかと思います。県内の県立学校部活動移動の実態についてどのように把握をしているのかお尋ねをいたします。そして、その実態を把握した上で、現状どのような課題があると考えているのかお尋ねをいたします。

今回の事故を受けて、文科省、スポーツ庁が安全確保に関する通知を

出しました。県教育委員会として、通知を受けてから今後どのように対策を行っていくのかお尋ねをいたします。

また、中学校の部活動移動についてであります。

市町立の中学校でも部活動は活発に行われておりまして、当然、遠征もあると思います。ただ、その移動範囲は高校ほど広範囲ではないかもしれません。自分の経験上も、中学校の場合は、保護者の車に分乗して試合等に行くのが多いと思っております。当然ながら、その場合も安全対策をしつかりと行うことが求められております。

教育委員会として、市町教育委員会と連携をし、安全対策に取り組むことが重要だと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

次に、私立学校の部活動移動についてであります。

文部科学省の通知では、当然ながら、国公私立学校を問わず対応することが必要と書かれております。

まずは、佐賀県内の私立学校では、部活動移動に関してルール等はあるのかどうかお尋ねいたします。また、その実態を県はどのように把握をしているのかお伺いをいたします。

この項では最後になりますが、今後、県として私立学校に対しして部活動移動の安全対策に関してどのような取組を行うのかお伺いをいたします。

四番目の質問で最後になります。県立大学についてであります。

県立大学は、令和十一年四月開学を目指して準備が進められております。少子化が進む中で、大学をめぐる状況は厳しいものがあり、特に私立大学については、定員割れなどの状況も生まれていると聞いております。

そのような中、新しく開学する県立大学に対しては、議会でも様々な議論がなされておりますし、県民の中にも様々な意見があるのが現状であります。

また、これまで県立大学の建設工事費は二百億円を上限とすると、執行部は述べてまいりました。ただ、昨今の物価上昇などが大変気になるところであります。山口知事は、今議会の演告で、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提出できるよう準備を進めていると予算提出に関する考えを述べております。目指す開学時期まで三年を切った今、それほど時間的猶予があるわけではないと受け止めております。

そこで、県立大学に関して次のことについてお尋ねをいたします。

まずは、開学に向けたスケジュールについてであります。

令和十一年四月に開学予定でありますが、大学の設置認可申請をその一年半前の令和九年九月に提出することになると承知しております。まずは、この設置認可申請を目指して様々なことが決まっていくと考えますし、申請後も体制を整えていくものがあると思います。その辺りも含めまして、改めて、現時点で開学までのスケジュールをどう考えているのかお尋ねをいたします。

次に、入学者の確保についてであります。

学校基本調査を見ますと、昨年三月に高校を卒業した佐賀県の人数は約七千人であります。六月に人口動態統計調査が公表されました。それによりますと、佐賀県の二〇二五年の出生数は四千六百十一人と発表されました。仮にこの数字がそのまま十八年後の十八歳人口になると仮定をすれば、今の三分の二に減少することになります。今後、少子化が一層進むことは確実であります。

また、本年四月に開学いたしました武雄アジア大学の初年度入学者が三十七名でありまして、定員百四十名を大幅に下回っております。入学者の確保に向けて、武雄アジア大学も相当努力をしたと思いますが、確保できなかったのが現実であります。このことだけを見ますと、新設大学の入学者確保は容易でないと感じました。実際に県立大学の入学者確保は大丈夫なのかという声を私も何人から直接お聞きをしております。ただ一方で、同じく今年四月に開学をした大学で定員を満たしている大学もあります。報道によりますと、太宰府市にあります福岡国際音楽大学は定員八十名に対し九十一名が入学をしております。大学の理念や教育内容などが学生や保護者に十分伝わっているということもあるのではないかと思います。このように取組や工夫次第では、入学者を集めることができるということを示しているのではないかと思っております。

そこで、県立大学についても、入学者の確保に向けてしっかりと取り組んでいく必要があると思いますが、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

この質問では最後になりますが、教員の確保についてであります。

文部科学省へ大学設置認可申請の際には、教員スタッフの一覧表を提出することとなっております。審議の際は、その一人一人が適正な職位となっているか。例えば、教授として質、量ともに十分な論文を書いているかなども確認していくと聞いております。新設大学ということもあり、既存大学と比べると、県立大学のよさも大学の教員になるという方々に十分伝わっていないと思われると思います。そのような中、教員確保は相当努力をしなければならないのではと思っております。

そこで、教員の確保についてどのように取り組むのかお尋ねをいたし

ます。

以上で一回目の質問を終わります。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩します。

午後零時八分 休憩

○ 開 議

◎副議長（古賀陽三君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

徳光清孝君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ徳光清孝議員の御質問にお答えします。

物価高対策について、私の現状認識についてお答えします。

長引く物価高騰に加え、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰、ナフサの滞りなどにより、県民生活や県内経済に様々な影響が及んでおります。

国からは、原油調達先の多角化などにより石油の安定供給が可能となった、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は年度を越えて供給継続が可能といった見通しが表示されておるのですが、県内から聞く現場の声とはいささかギャップがあるようにも感じております。

確かに、我が国全体をマクロの観点で見れば、必要以上の買い占めがなければ充足しているものとも思いますが、地域、ミクロの観点で見れば、今後調達できなくなる心配など、将来に向けた不安もあるわけでございます。

私も、徳光議員が述べられていたのと同様に、県民や事業者の方々からは材料の調達に困っているとか、今後も石油由来製品などが不足するのではないかといった不安の声を直接伺っております、現場での供給不足感というのは依然として残っているのではないかと思います。

国から見れば、全国的には冷静に対応していけば需給の逼迫はないとされているということなんですが、都市部、地域部、それぞれ地域によってこれは事情が異なっているわけでありまして、そういった現状

を補足してほしいなと思っています。

さて県は、地域の実情を丁寧を確認してミクロな観点での支援が必要ならばちゅうちよく対策を講じてまいりました。今後も現場の実情や不安の声を丁寧に把握しながら対策を講じていくことが必要とおります。これまでも、そしてこれからも、県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐよう、機動的かつ柔軟な予算の執行を図りながら、きめ細やかかつ網羅的な支援に切れ目なく取り組んでまいります。そして、それを細かくチェックしてまいります。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目お答えします。

まず一項目め、物価高対策について三点お答えします。

一点目、物価高対策を進める庁内の体制についてです。

物価高騰に対する全庁的な体制ということで申し上げますと、令和三年当時、新型コロナウイルス禍からの経済回復などの影響によりまして、世界的に原油価格等が高騰しまして、県内でも様々な影響が生じていたということを受けまして、県では令和三年十二月に佐賀県原油価格等高騰対策本部を設置しました。この対策本部は、教育長と全部局長を構成員としております。そして、現場の声や状況に関する情報共有、意見交換などを行っております。これまでに本部会議を三十四回開催しております。昨今の中東情勢の緊迫化によります急激な原油価格高騰を受けて、今年四月に開催しました本部会議では、これまで予算化している物価高騰対策を迅速かつ着実に実施することでありまして、引き続き最新の情報を収集、共有して機動的に対応していくことを確認したところでございます。

また、今日三日に開催しました本部会議では、現場への影響や事業の

進捗などを、直近の状況を共有して引き続き状況に応じた支援を検討していくことについて改めて確認したところです。

次に、これまでの物価高対策の受け止めについてです。

これまで県では、物価高騰対策ということで、令和四年度から切れ目なく実施してまいりました。その際、国の対策では行き届かないところや国の対策と現場のミスマッチがある場合などには、県独自の対策も講じてまいりました。

こうしたこれまでの県の取組に対する現場の声ということで申し上げますと、例えば、保育施設からは、省エネ型の空調導入支援に對しまして、熱中症対策になりありがたいといった声や、高齢者や障害者支援施設からは、こちらにいろんな機器整備に對する補助を設けたところですが、例えば、汚物除去機能つき洗濯乾燥機というものがございませうけれども、こういったものは高額でありますので、これまで購入できませんでしたが、補助金があれば導入できるという声もいただいております。

それから、県内の宿泊業者の方からは、「もつと佐賀旅キャンペーン」というのをやっておりますけれども、こちらのおかげで、平日の予約、あと、日曜日の予約が例年に比べて大変増加をしているということで、大変ありがたいといったお声などをいただいております。

それから、就労継続支援事業所からは、原材料費が高騰して経営が苦しい中で、生産性向上のための設備導入支援というものをやっておりまして、こちらについては、非常にありがたい、積極的に活用して工賃向上に取り組みたいと、こういった声をいただいておりますので、これまでの対策において一定の効果が現れているものと考えております。

既に実施している事業については、今回、予算を上回る申請があったということで、現場のニーズに合った支援策として活用されていると思います。ただ、これから実施する事業もございしますので、早期の実施に努める必要があると考えております。

次に、今後の対策についてです。

今回の補正予算では、物価高騰に對応するため、「きめ細やかに網羅的に」、「今を支え、未来を拓く」、そして、「佐賀ならではの支援」ということで、約二十三億円の予算をお願いしております。

予算化に当たりましては、県内の様々な声や現場の状況等も踏まえながら事業を検討しておりますので、価格転嫁が難しい医療、福祉分野を中心に、目の前の課題に對応するとともに、企業の付加価値向上や農業の基盤強化など、将来につながる取組も併せて実施することとしておりまして、今回、十二の事業を追加いたしました。

これによりまして、物価高騰対策としましては、国の大規模な総合経済対策を受けて予算化した令和七年度の十一月追加補正予算以降、合わせまして百三十九億円、延べ七十三の事業となっております。

中東情勢や原油等の供給については先行きが不透明な部分もあり、県内の影響が長期化するおそれもあるのではないかと考えております。

こうしたことから、国に對して五月二十六日に政策提案を行っておりますので、物価高騰を抑制するとともに、原油由来製品が地域に確実に届くよう、目詰まりの解消と安定供給の丁寧な対応について提案を行ったところでございます。

物価高騰対策は、速やかに効果が発揮されることが肝要でありますので、県民の皆さんのもとに支援が迅速に届き、様々なところで効果が現

れるよう、早期の事業実施を図ってまいりたいと思います。

引き続き、現場の状況を丁寧把握し、今後の物価動向や国の対応なども注視しながら、県として必要な支援策を迅速かつ機動的に講じてまいりたいと思います。

続きまして、県立大学について三点お答えいたします。

まず、開学に向けたスケジュールについてです。

県立大学は、令和十一年四月開学を目指しており、令和九年九月に文部科学省に設置認可申請を行うこととなります。その中核は県立大学が採用する予定の教員名簿と、それぞれの教員が担当する科目の概要でありまして、現在、教員公募などの手続を進めているところでございます。

また、受験生の関心が高い入試制度についても検討を進めておりますし、大学教員と県内企業の産学連携の仕組みや大学事務局の組織の在り方など、開学後の大学運営を見据えた検討も進めております。

校舎につきましても、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を議会に提案できるよう準備を進めております。

令和九年九月に文部科学省に設置認可申請を行った後は、大学設置・学校法人審議会の大学設置分科会におきまして審査を受け、令和十年七月末に設置認可の判断がなされる見込みです。そして、設置認可を受けた後は入試手続などに入りまして、令和十一年四月の開学を迎えることとなります。

次に、入学者の確保についてです。

まず、大学生の確保という点では、全国的に国公立大学と私立大学の状況は大きく異なっております。国公立大学で恒常的に定員割れをしている大学はありませんが、私立大学は、令和七年度の調査では定員割れ

をしている大学が全体の五三％となっていることを申し上げておきたいと思います。

県立大学の一期生は今の高校一年生です。高校一年生のときにどこまで卒業の進路を意識するかということについてはそれぞれだと思いますけれども、普通高校の場合、一年生の終わりに文系、理系の選択が行われますことから、これからは高校生に対する情報提供に注力する大事な時期となります。佐賀県立大学は、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成することとしております。熱量の高い教員によるデータサイエンスとマネジメントの理文融合型、そして、県内の企業等の現場で課題解決型学習を中心とする学びは、不確実性の時代を生きる子供たちを成長に導く大学になるものと確信をしております。

この県立大学の学びの特色や入試制度などにつきましては、高校一年生やその保護者、また、進路指導に当たる高校の先生に随時、進路選択の参考となるような情報を分かりやすく伝えることが重要だと考えております。

こうしたことから、高校一年生がイメージしやすいように、漫画形式のリーフレットを配布することとしておりますし、県の担当職員が各学校を訪問しまして、高校の先生に県立大学の入学者選抜の方針や学びの内容のイメージを直接伝えるなど精力的に活動しているところでございます。

次に、教員の確保についてです。

県立大学の教員につきましては、四月から公募を始めておりまして、これから書類審査、面接と進んでいくことになります。途中経過という

ことになりますので、応募状況などの詳細な状況についてはお答えすることはできませんが、教員は教育の質を左右する極めて重要な存在ですので、県立大学の特色をしっかりと伝え、熱量の高い教員を確保してまいりたいと思います。県としては、学術研究の実績のある教員や実務経験豊かな教員、また、学生に寄り添い、力を引き出すことに秀でた教員など、様々なバックグラウンドや多彩な経歴を持つ教員で大学を構成し、大学そのものが常に成長し、チャレンジするような組織風土をつくってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎内田総務部長 登壇〓私からは、二項目についてお答えをいたします。まず、物価高対策について、指定管理者への物価高対策についてお答えをいたします。

指定管理料は、施設の特性に応じて、人件費や物価高騰を踏まえた適切な価格転嫁や価値に見合う利用料金等の設定、適正なコスト管理による経費の見直しといった観点から収支計画を作成し、上限額を設定しております。指定管理に係る協定締結後の物価変動等については、協定に基づき指定管理者による対応を基本としております。

一方で、昨今の光熱費の高騰の影響によりまして、例えば、指定管理料に占める電気料金の割合が高く、事業継続に支障を来すといった場合について、令和四年度以降、指定管理者に対し、累次で電気料金の支援を行ってきております。

さらに令和六年度以降は、人件費や物価変動の影響で施設の管理運営に支障が生じる場合に、県と指定管理者との間で指定管理料の増額協議ができる旨を協定に盛り込む、明記することについて、切り替え時期に

合わせて順次見直しを進めております。

引き続き、指定管理施設の所管部局とも連携しながら、指定管理施設の運営状況を把握し、指定管理者が安定的に管理運営できるよう環境整備に努めてまいります。

次に、部活動の遠征等における安全確保のうち、私立学校の部活動移動についてお答えいたします。

命は何よりも大切であり、今回の事故において生徒の貴い命が失われ、多くの生徒が負傷されたことについて、大変痛ましく受け止めております。今回の事故は、部活動の遠征における安全管理の大切さを改めて認識させられた事故であると考えております。

部活動の移動ルールはあるのかというお尋ねでございました。

私立学校において、部活動の移動に関する統一的なルールはございませんが、随時、国や県教育委員会の安全管理に関する通知に合わせて、県の方からも適切な対応を依頼しているところでございます。それらに基づいて、各学校において個別にマニュアルを定めるなど、部活動の安全な移動について、各私立学校において対応をいただいております。

実態の把握についてですが、今回の事故を受けまして、県内の私立学校に部活動の移動に関する調査を実施いたしました。その結果、移動の際は、できる限り学校所有のマイクロスバスや乗用車を使用されております。運転は主に教職員が担っている状況でございました。なお、学校内でどうしても大会や遠征が重なる場合がございます。こういった場合は、貸し切りバスやジャンボタクシーを業者に依頼しているケースもございます。

今後の県の取組についてでございます。

現在、国において、部活動を含めた校外活動での移動時の安全対策の検討が進められております。今月末をめどに取りまとめがなされると聞いております。その結果が示され次第、県教育委員会と連携し、各私立学校において部活動の移動に関する安全対策がさらに徹底できるような県としてしっかり支援をしてまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ 私からは、部活動の遠征等における安全確保の御質問のうち、公立学校の部活動移動についてお答えをいたします。

今回、他県で起きたバス事故では未来ある若い命が失われ、また、多くの生徒が負傷しました。大変痛ましいことであり、教育を預かる者として、改めて安全確保を最優先とした対応を徹底していきたいと考えております。

まず、部活動移動に関するルールについてですが、県教育委員会では、部活動移動に当たっての安全管理に関する取扱要綱を定めており、貸し切りバスを含む公共交通機関の利用を原則としています。その上で、公共交通機関の利用が困難な場合には、一定の条件を満たした上で後援会等が所有するマイクロバスなどを教職員が使用して引率することを認めています。

使用の都度、校長による事前の承認を必要としており、車両保険や運転経験、運転技術の習熟度、車両の整備点検が十分と認められ、保護者の理解が得られた場合に承認しております。また、マイクロバスには運転者以外に必ず教職員や保護者等が同乗すること、長時間の運転や深夜に及ぶ運転計画でないこと、運転者が過去一年以内に重大な交通事故や違反がないことなども確認することとしています。

あわせて、安全運転研修会を自動車学校と共催で実施し、部活動用マイクロバスなどを運転する教職員には受講を義務づけております。運転シミュレーターを使用した危険予測や危険回避、中型バスでの安全運転実技などを行っています。初回受講後も三年に一回は受講することとしております。

また、毎年、取扱要綱の周知を行っており、安全確保のために取るべき行動を毎年度当初、再確認することで取組の徹底を図っているところ です。

今回の事故を受けて、改めて安全最優先の取組を行うよう、県立学校に注意喚起し、あわせて貸し切りバスを利用する場合は、委託事業者の安全管理体制や契約内容を書面で確認することとしました。

また、部活動における遠征時のバス利用状況について調査を行ったところ、多くの学校で後援会等が所有するマイクロバスの利用があり、教職員の運転のほかに、保護者による運転も一定数ございました。そこで、マイクロバスを保護者が運転する場合、必ず教職員が同乗し、不安なく運転できるよう、生徒の安全管理に努めることとしました。

国の通知を受けた今後の取組についてですが、現在の県教育委員会の取扱要綱は、先日、五月十九日付で国が発出した通知の内容と重なる部分が多いものの、主に教職員によるマイクロバスなどの利用に焦点を当てたものであるため、貸し切りバスやレンタカーなどの利用も含め、部活動遠征時の移動に関する包括的なルールの策定を現在検討しているところ です。

なお、現在、国においては、学校教育全般における移動時の安全対策について検討が進められており、近く示されることと思えます。それを

踏まえた上で、一層の安全対策に取り組みたいと考えております。

市町立中学校への対応についてお尋ねがございました。

先日、国からの通知を伝達し、市町立中学校においても、生徒の安全確保の徹底が図られるよう市町教育委員会に依頼しました。これまで部活動中の安全確保については、市町立中学校も対象に研修会等を実施してきましたが、今後は移動時の安全確保についても研修に取り入れるとともに、市町教育委員会との会議の場などで、県教育委員会の取組や各市町の取組などを共有し、意見交換を行っていきたいと考えております。県内における部活動遠征時の生徒の安全確保について関係の皆さんの参考となるよう、県教委としての役割を果たしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎岸川公安委員長 登壇Ⅱ県警察の調査が不十分だったということを公安委員会としてどう受け止めているのかにつきましてお答えいたします。本件事案に関しまして、その発覚から処分、公表に至るまでの公安委員会の対応につきましては、以前の県議会の場におきましても御説明してまいりましたとおりです。

事案の発覚後、昨年九月の当該職員の処分、事案の公表に至るまで、公安委員会としましては、定例会議の場におきまして、合計七回にわたり県警察から調査方針や調査状況の報告や説明を受け、その都度、県警察に対し確認や指導を重ねていたところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今回公表されました警察庁の特別監察の実施結果によりますと、県警察の当時の調査結果とは様々な点で異なる内容が明らかとなっております。これは率直に申しまして、当

時の県警察の調査結果に不十分な点が認められたということでありますが、その調査に對しまして、当時、県警察をしっかりと管理すべき立場であった公安委員会として、その役割を十分に果たすことができていたのか、そういった御指摘に對しましては、私ども公安委員会として真摯に受け止めなければならないと考えております。

そして、その上で、公安委員会としましては、引き続き法令に基づき、県警察を適切に管理する公安委員会に求められる公平中立な立場で、その重要な役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

警察庁の特別監察の結果をどう受け止めているのかにつきましてお答えいたします。

改めまして今回の不祥事案につきましては、当然のことながら、警察活動への信頼を著しく損なうものであり、公安委員会としまして、県警察に対する県民の信頼が揺らぐことに強い懸念を抱いております。

公安委員会としましては、申し上げたように、事案の発覚後、昨年九月まで実施された当時の県警察の調査に對しては、私どもとしてできる限り確認や指導を続けてまいっていたところではありますが、今回の警察庁の特別監察において、県警察では確認に至っていなかった事項が多く判明しました。当時の調査結果に不十分な点が認められたことについては大変重く受け止めております。

公安委員会としましては、特別監察の実施結果を受けた、こうした公安委員会としての認識や今後の対応について、広く県民の皆様にお伝えすることが適切であると考え、既に「公安委員会コメント」として取りまとめ公表しておりますが、引き続き県警察において実施する再発防止策について、その着実な実行が図られるよう、県警察に對し随時その進

捗状況の報告を求め、強く指導を重ねてまいりたいと考えております。

改めまして、私も三人の委員がそれぞれの知見や視野といったものも大切にして、再発防止のための具体的な取組の在り方などについても十分に議論を尽くしていきたいと考えております。

そして、何よりも県民の一人として、県民の視線を大切にしながら、これから今後以降も県警察をしっかりと管理してまいります。

私からは以上です。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ 去る六月四日、警察庁より昨年の十月から県警察に対して行われておりました特別監察の実施結果の通知がありました。

お答えに先立ち、本件事案につきましては、当該職員により相当の期間にわたり様々な不適切な取り扱いが行われていたものであります。一連の行為は、科学捜査への信頼は当然のこと、県警察に対する県民の信頼、警察活動への信頼を大きく損なうものであり、県警察の責任者として、改めまして深くおわび申し上げます。

警察庁特別監察の受け止めについてお答えします。

今回の不祥事案につきましては、犯罪捜査をはじめとする警察活動において活用されているDNA型鑑定に関するものであったため、県警察としましては、特に本来、被疑者でない方を捜査対象とした、本来拘束すべきでない方を拘束した、犯人ではない方を被疑者として検察庁に送致したなどといった影響がなかったかという点が、最も慎重な確認を要する最も重要な点であるものと考えております。

これらの点に関して申し上げますと、警察庁による特別監察においても、その影響はなかったことが確認されたものと承知しています。

他方で、県警察におきましては、令和六年十月当時に本件事案が発覚した後、調査体制を確立し、できる限りの確認作業を行ってまいりましたが、今般の特別監察におきまして、当時の県警察の調査においては、判明させることができていなかった不適切な取り扱いの状況も明らかとなりました。これは県警察における調査結果に不十分な点が認められたということであり、この点につきましては、私自身、警察庁から厳重に指導を受けました。

議員御指摘のとおり、今般の警察庁の特別監察におきまして、県警察におきます調査とは大きな違いが生じました。特別監察結果報告書では、この差が生じた要因が四点掲げられておりますが、そのような要因があったとはいえ、これは県警察における調査結果に不十分な点が認められたということに変わりはなく、県警察としまして大変に重く受け止めております。

次に、捜査への影響という点につきまして、より詳細に御説明いたします。

冒頭申し上げましたとおり、捜査への影響という点につきましては、県警察におきましては、本件について特に本来被疑者でない方を捜査対象としたなどといった影響がなかったかという点が、最も慎重な確認を要する最も重要な点であるものと考えておりました。そして、その点は、今般の特別監察におきましても、全ての関係書類や関係データの精査などの徹底した確認作業の結果、影響がなかったことが確認されたものと承知しています。

他方で、議員御指摘のとおり、特別監察におきましては、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生

じていないか、その影響が明らかにならなかったものが三十七件あったとされております。

この点につきまして、県警察におきましては、調査を実施した当時、関係書類や関係データの精査や鑑定の残余資料の再鑑定といった調査作業により、当該職員の不適切な取り扱いがなければ、被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案は見当たらなかったことをもって、この点については捜査への影響はなかったと評価し、私も含め、その旨をこれまで御説明してまいったところです。

他方で、特別監察におきましては、この点につきましてより厳密に評価がなされ、例えば、対象職員による不適切な取り扱いによる鑑定の結果、DNA型が検出されなかったという場合、残余資料の再鑑定でもDNA型が検出されなかったときは、鑑定当時にDNA型が検出されたという根拠はないものの、検出された可能性もあることなどをもって捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかったという評価がなされたものと承知しております。

この点につきましては、県警察としまして、このような当該職員の鑑定当時の鑑定資料からDNA型が検出された可能性について、より厳密な評価を加えた上で、こういった事情も含めて詳細に御説明するほうがより丁寧であったものと考えております。

再発防止策についてお答えします。

県警察におきましては、昨年の九月以降、本件事案を受けた再発防止のために各種の取組を進めております。

例えば、科学捜査研究所におきましては、鑑定作業のチェック機能の強化や、鑑定結果の決裁時における確認の厳格化、DNA型鑑定を担当

する技術職員二名増員などのほか、これまでに福岡県警察、大阪府警察及び大分県警察の科学捜査研究所への職員の派遣、他府県の科学捜査研究所の幹部の方々に来県いただいた際の指導、久留米大学医学部教授の方や元最高検察庁検事の方による講義といった取組を講じてきております。また、県警察全体に係るものとして、職務倫理や業務管理、公文書管理といった面で、幹部職員による指導、各警察署への巡回、所属内での少人数ミーティングの開催、外部の有識者の方々による研修、講義といった取組も順次講じてきております。

他方で、議員御指摘のとおり、今般示されました特別監察の実施結果におきましては、今回の不適切事案が発生した要因につきまして、対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制、不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足、幹部による不十分な業務管理と整理された上で、それらに応じた再発防止策として、組織マネジメントと職員サポートの強化、DNA型鑑定作業の厳格化・標準化、電子データや鑑定資機材の管理の徹底、DNA型鑑定の適正な運用の徹底、DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施という五項目が掲げられており、それぞれを実現するために取り組むべき詳細な項目が示されております。

こうした今般の特別監察により示されました再発防止策につきまして、中には、今御説明したような既に県警察において実施しているもの以外のものも相当あるところでございます。したがいまして、県警察としましては、今般の特別監察により示された再発防止策の中で、実施に至っていないものにつきましては早急に対応することとし、また、既に実施しているものにつきましても改めてその効果や在り方を一から見直すことにより、それぞれの措置がさらに実効あるものとなるようにして

まいりたいと考えております。

そして、こうした再発防止策の確実な実施のために、県警察内に専門的なチームを設けるべきではないかという御示唆をいただきました。議員の御指摘の方向で、継続的に制度的に各種の再発防止策を組織内において確実に軌道に乗せることができるよう、警察本部内に再発防止策の実施状況を点検し、必要な措置を講じることを目的とするチームを設けることを速やかに検討してまいりたいと考えております。

県警察としましては、これまで御説明した様々な再発防止策につきましては着実に取り組むとともに、これが真に実効性のあるものとなるよう、引き続き不断の改善、修正、追加を図ってまいりたいと考えております。そしてまた、その経過や状況等につきましては、引き続き広く御説明に努めてまいりたいと考えております。

第三者による調査についてお答えします。

昨年の十月に県議会において採択されました「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」につきましては、県警察としまして非常に重く受け止めております。改めまして、県民の負託を受けておられる県議会の皆様から厳しい御指導を賜る事態を生じさせたことを県警察の責任者として大変に申し訳なく思っております。

決議におきましては、その表題にございますとおり、県警察に対し、今回の事案につきまして、その再発防止と県民への信頼回復が求められているものと承知しております。そして、本件事案に関し、県警察に対して求める事項の一つとして、「説明責任を果たすため、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと」と示されてお

ます。

この点に関しまして、県警察としての考えを御説明申し上げますと、今般の警察庁による特別監察が、昨年十月八日から本年六月四日まで約八カ月といった長期間にわたり、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を含む総勢三十名以上の調査チームにより、一つ一つの事案について高度で専門的な観点から精緻な確認が徹底して実施されたこと。特別監察は、DNA型鑑定分野に造詣の深い玉木京都大学名誉教授や青木名古屋市立大学名誉教授から調査方法の助言を得るなど、部外の有識者の方々の協力も得て実施されたこと。県警察においては、県警察に保存されている全ての関係書類や全ての電子データなど、その一切を特別監察の調査チームに提出し、県警察の職員は一連の作業に一切加わっていないこと。そして、その結果、今般、調査によって確認された詳細な内容は、特別監察の実施結果報告書の形で警察庁のウェブサイト公表されるなど広く示され、また、当該職員による一連の不適切な取り扱いの状況の確認結果については、県警察にとっては非常に厳しいものとなっていることといった事情を踏まえますと、今回の特別監察は、本件の調査内容が事件関係者のプライバシーや具体的な捜査内容にわたることを踏まえながら、専門性、客観性、透明性に配慮して実施され、本件事案について極めて精緻かつ徹底した厳正な事実説明がなされたものであり、必要な調査は行われたものと考えております。

改めまして、今般の一連の行為は、科学捜査への信頼、警察活動への信頼、そして、県警察に対する信頼を大きく損なうものであり、県警察の責任者として大変に申し訳なく思っております。県警察としましては、御説明申し上げた各種の再発防止策を確実に推進するとともに、あわせ

て、日々の警察活動にしっかりと取り組み、もって県民の期待と信頼に
応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎徳光清孝君 登壇Ⅱ古賀陽三副議長から登壇の許可をいただきました
ので、再質問を行います。

質問に入ります前に、部活の移動ですね。私たちの同僚の議員も含め
て、やっぱりあの事故以降、実際に運転をしている保護者の方から不安、
もしも自分が事故を起こしたらどうなるんだろうという不安の声が結構
広がっているというふうに思うんですね。だから、そこに県の教育委員
会とか学校がどこまで関与できるのかというのは難しいところがあると
思いますが、一方で、そういった方々に支えられて部活動がやられてい
る。その不安に応えるためには、学校としてもどうやればいいのかと
いうことも少し念頭に置いて、これからまた取り組んでいただきたいと
思います。

まず、公安委員長にお尋ねをいたします。

県警の調査が不十分だったということは真摯に受け止めるということ
で答弁をいただきました。そして、今後もその再発防止策等々について、
公安委員会として適切な管理をやっていく。役割について、やっぱり真
摯に受け止めるということなんですが、県警調査に対する適切な管理の
在り方自体が問題なかったのかどうかというところだと思うんですね。
やっぱり県警自体が調査したことの報告を受けて、その報告のいろいろ
協議の中で、これはおかしいんじゃないのと、こんなふうにしたらとい
う、多分指導とか指示はされたとは思いますが、調査自体はやっぱり
県警がやっていますので、深いところまで、やっぱりなかなか公安委員

会としては届かない、それが現状の壁かもしれません。

だから、そんな意味では、公安委員会が適切な管理を行うという、そ
の適切な管理とは何なのか。本当に県警調査に対するこれまでの公安委
員会の関与の在り方が適切だったのかどうかということは、今回の特別
監察結果を受けて、私は十分協議というか、考え直さないといけない
ではないかなというふうに思うんですね。

そういった意味で、やっぱり三人の公安委員ということでも限界があ
るというふうに思いますので、そういった意味からもやっぱり第三者を
入れた調査というのが必要ではないかなというふうに思いますので、改
めて公安委員長の、第三者の調査に対しては答弁は要りませんが、適切
な管理ができていたのかどうか、これからその辺どうあるべきか、しっ
かり公安委員会の中で協議をしていただきたいというふうに思いますの
で、その点についてよろしくお願いをいたします。

それから、警察本部長にお尋ねをいたします。

一つは、やっぱり三十七件の問題に対して、特別監察は被疑者が特定
できたかもしれない、そういった捜査に影響がなかったとは断定できな
いと。つまり影響があったかもしれないし、なかったかもしれない、捜
査に対してですね。だから、何でそういう表現になっているかという
当然ながらよく読み込むと、再鑑定しようにも資料がなかったとか、そ
れから再鑑定しようにも当時のDNAの量が微量だし、経年劣化してい
るので、ちょっと調べようがないと、それ以上調べようがないので、断
定できない。だから、あったかもしれないし、なかったかもしれないと
いうことなんですね。

県警本部長のこれまでの答弁は一貫して、そうは言いながらも、特別

監察でも影響があったとは断定していないと。だから、県警としても、これまでいろんな事実を、資料を精査してきたので、それはなかったんだという判断になっていると思うんですね。先ほど答弁されたのは、しかし、そうは言いながらも、これまでの答弁はもう少し丁寧に言ったほうがよかったのかなという答弁だったと思いますが、丁寧に言う言わないじゃなくて、判断できない、明らかにになっていないということは、何回も言いますが、捜査に影響あったかもしれないし、なかったかもしれないんですよ。だから、それをどう捉えるのか。影響があったと断定していないから、県警としても捜査に支障があったとは考えませんということでは、私はちよつとつじつまが合わないなと。

というのが、特別監察によつて、県警調査に不十分なところがあったということは県警本部長も認めていらつしやる。認めていらつしやるならば、その三十七回について明らかにならなかったということもしっかりと認めた上で、やっぱり今後どうすればいいのかという道筋を私はつくべきではないかなというふうに思います。

それから二つ目が、第三者による調査です。

確かに警察庁の特別監察の調査資料、大変分厚いもので、かなり詳細に調査をされたというのは分かります。ただ、警察庁の記者会見の模様も、報道で見た限りですが、外部の教授の知見を聞いて、その助言を生かして調査をしたということなので、直接その調査に外部の方が関わっているわけではないんですね。私たちは第三者の方が直接調査に関わつて、しっかりと徹底して調べることでしか県民の信頼を取り戻せることはできないんじゃないか。

六月十二日の衆議院内閣委員会で長妻委員が質問をされています。そ

の中でも、長妻委員の表現を借りるならば、やっぱりこれだけ不正問題が出てきて、警察庁といえども、身内による調査なんだから、第三者を入れた調査をしつかりすべきじゃないかという表現で質問をしているんですね。そんな意味では、やっぱり信頼を取り戻す、徹底的に明らかにするという意味では、私は改めて第三者を入れた調査というのをやるべきだというふうに思いますので、その点について再度答弁をお願いいたします。

それから、再発防止については、ぜひ専門的なチームでやっていただく方向で検討することなので、そこはしっかりとやらないと、二度と起こつてはならないと思いますので、よろしくお願いをします。

最後に、物価高対策で知事から答弁をいただきました。確かによく分かりましたし、そうだと思います。

おとといですが、佐賀のテレビのニュースを見ていますと、イチゴ農家の方が取材を受けていました。かんがいホース等が入手できないと。これができなければ苗を植えることができない。このままいくと、苗は全部廃棄しないといけない。そうなると、イチゴ農家を廃業せざるを得ないと。だから、現場はそこまで深刻なんですね。

確かに国会の中では、総体的な生産量は足りているし、ナフサも十分足りているという言い方をしています。どっかに目詰まりがあるのかという言い方もしていますが、現場から見るとないんですね。御承知のとおり、ない。そういった方々に、どんな情報を県が積極的に伝えていくのか。

じゃ、例えば、国に対して要望して、それなら業界ごとに、いつから出荷ができるのか、出荷の計画をしつかり示してくださいとか、そう

いったものを、例えば国に言うとか、県内でもそんな業者がいれば調査をして、今の在庫状況はどうなのか、今後の出荷はどうなのかという、そういった見込みも含めて情報だと思うんですね、品不足に関しては。

品不足に関して、県自体で補正予算をつけて解決するということはなかなか難しいと思います。そんな意味では、本当に今困ってどうしようもないという方々に、例えばの話、あと一カ月我慢してくださいと。あと一カ月我慢したら必ず佐賀にも製品が来ますからと、そういったところまでしっかり丁寧に、今の中東情勢の悪化を受けた状況については対応するべきではないかなというふうに私は思いますので、その点に対する見解をお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えします。

まさにこの物価高騰で資材の調達、材料の調達に困っているという具体的な声も私も聞いているわけでございまして、庁内で議論していても確かに調達可能なものであるならば県で対応も実はできるわけなんですけれども、ない袖は振れないわけでありまして、それで先ほどの答弁になるわけで、国全体としてマクロでは調達、いわゆる先行きが見えていても、個別のところは目詰まりが起きている可能性があるわけでありまして、これについては我々もしっかりさらに国のほうに、実際に起きている状況というものを伝えていきたいと思ひますし、恐らく我々で起きていることと東北で起きていることはまた違うんだと思ひます。そういったところをつぶさに調査をするように国にも申し上げていきたいと思ひます。

◎岸川公安委員長 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えいたしたいと思ひます。

議員からの質問は、公安委員会として適切な管理とは何かということをお尋ねされたと思ひます。

もちろん前提としまして、公安委員会は、警察運営の大綱方針を示すことにより、県警察を管理する機関である、そこが大前提でありまして、今回のような事実解明のような場合に必要となるような個々の分野に係る高度な科学的専門性、そういうのは持ち合わせておりません。ですが、警察法に基づき、県知事が県議会の同意を得て任命した三人の委員をもって構成されており、住民を代表して警察行政の民主的運営を保障し、また、独立の合議体としての中正な運営によって警察行政の政治的中立を確保するという趣旨で、公平中立の立場でその役割を果たすものであると捉えております。

確かに何回も御指摘があったように、今回の場合は、私たちには専門的な知識はありませんけれども、県警の運営の大綱方針、これに沿うものかどうかといったものを常に管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ捜査への支障が生じていないか明らかにならなかったという論点に関しまして御説明いたします。

少し繰り返しますが、特別監察におきましては、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものがあつたとされております。

この点につきまして、県警察におきましては、当該職員の不適切な取り扱いがなければ被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案は見当たらなかったことを踏まえ、この点については捜査への影響はな

かったものと評価して、これまで御説明してまいりました。

一方で、特別監察におきましては、この点につきまして、例えば、対象職員による当時のDNA型鑑定作業では、DNA型の検出に至らず、そして、事案発覚後の再鑑定においてもDNA型の検出に至らなかったものについて、鑑定当時にDNA型が検出されたと言い切れないものの、検出された可能性もあるといった観点も含め、より厳密に、より丁寧に捜査への支障について明らかにならなかったものが確認されたという評価がなされたものと承知しております。

申し上げるまでもなく、今回の特別監察の結果につきましては、県警察としてありのままに受け入れております。よって、県警察としまして、このような当該職員の鑑定当時の鑑定資料からDNA型が検出された可能性について、より厳密な評価を加えた上で、こういった観点も含め、より丁寧に詳細に御説明するよう配慮すべきだったと考えております。

第三者による調査についてお答えします。

少し繰り返しになりますが、本件事案につきましては、警察庁の特別監察によりまして、昨年の十月八日から約八カ月という長期間にわたり、総勢三十名以上の調査チームにより、一つ一つの対象案件について高度で専門的な観点から精緻に確認作業がなされました。

その結果、今般、警察庁から示された報告書やその関係資料に現れているように、一連の不適切な取り扱いにつきまして、精緻かつ徹底した事実説明が行われたものと理解しております。

また、本件事案につきまして、対象職員の行った鑑定について調査するに当たっては、関連する事件や変死体の取り扱い、行方不明者の届け

出等に関して、捜査書類や写真、届け出等の資料等を総点検する必要がある、個人のプライバシーや具体的な捜査手法に深く関わるものであるという点には特段の配慮が必要となつてまいります。

こういったことを踏まえ、県警察としまして、本件事案につきまして、今後、この上さらに第三者による調査などといった新たな対応を別途図る必要があるといった考えは持っております。

以上でございます。（「議事進行」と徳光清孝君呼ぶ）

○ 議事進行に関する発言

◎副議長（古賀陽三君） 徳光議員から今、議事進行の発言がございました。自席のほうから発言をお願いいたします。

◎徳光清孝君 Ⅱ議長のほうから警察本部長に対して、質問をしつかり理解してしつかりと答弁するように注意をお願いします。

◎副議長（古賀陽三君） それでは、警察本部長に申し上げます。

答弁に際しては、先ほど徳光議員のほうから御指摘がありましたように、質問者の質問の趣旨をよく理解した上で答弁を求めているというふうに思います。

◎徳光清孝君 登壇Ⅱ再々質問をいたします。知事、その点はよろしくお願いします。

警察関係です。警察本部長にお尋ねをいたします。

特別監察の結果については当然受け入れているというふうに言われたと思います。ただ、答弁を聞いていると、どうしてもその三十七件に対する特別監察の部分は何か受け入れていないように受け取れるんですね。言おうとしていることは分かるんです。捜査に支障があったのかなかったのか、断定するまでには至らなかった。だから、捜査に支障が

あったと断定していないからそれでいいんですということは、私はやっぱり違うんじゃないかなというふうに思います。

私も質問が繰り返になりますけど、これまでそこまで含めて丁寧に説明すべきだったという過去のことではなくて、これからのこととして、改めてその件数がどんな事件でどんな捜査状況だったのかとか、DNA鑑定はもう今からできませんが、資料がないとか、劣化しているということなのでできませんが、改めてそこは県警としても調査をするといったような姿勢は、私は必要ではないかなというふうに思います。あくまでも特別監察でグレーだと言っているわけですよ。黒でも白でもないけど、グレーだと。グレーだと言われている限りにおいて疑義が残るのであれば、県警の責任として、そこはできる限りの努力を私はすべきだというふうに思います。

それからもう一つは、第三者による調査なんですけど、確かに特別監察の調査、丁寧にやられているとは思いますが。ただ、外部の人から見ると、あるいは県民、国民の目から見ると、やっぱり警察庁も身内の中ではないかという捉え方があるんですね。このDNAの鑑定の不正というのは、何回も言うようにとても許されることなく、警察だけではなくて、公判とかを含めて司法まで影響する大きな事件だというふうに思います。だからこそ、弁護士会の方もいろんな会長声明等を出しているんだと思うんですね。

だから、もう一回、これは現時点で第三者による調査はやっぱり必要ないというふうに言い切るのではなくて、様々な世論があります。様々な指摘があります。それをいま一度、ゆっくり検討し直していくことが必要だと思います。特別監察の結果は約二週間前に出たばかりです。膨

大なやつなので、あれを県警としてもっとと詳細に精査して、その上で、やっぱり第三者による調査は必要なのかどうか、県議会の決議ももう一度重く受け止めていただいて、そこは改めて検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものがあつたと特別監察でされております。この点につきまして、これまで県警察として断定してきていたじゃないかというのがまず第一かと思うんですけども、県警察の当時の評価としまして、当該職員の不適切な取り扱いがなければ被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案が見当たらなかった。この事実を踏まえまして、この点は捜査への影響はなかったというふうに評価しまして、それを御説明してまいりました。

ただ、この点について、特別監察において示されておりますように、対象職員による当時のDNA型鑑定作業ではDNA型の検出に至らず、そして、事案発覚後の再鑑定においてもDNA型の検出に至らなかったものについて、鑑定当時にDNA型が検出されたとは言い切れないものの、検出された可能性もあるといった観点も含めて、より厳密に、より丁寧に評価がなされ、その結果、捜査への支障について明らかにならなかったものが確認されたという評価がなされたものです。

この特別監察の結果については、県警察としてもそのとおりだと考えております。したがいまして、今の評価としまして、こういった当該職員の鑑定当時の鑑定資料からDNA型が検出された可能性について、よ

り厳密な評価を加えた上で、こういった観点も含めてより丁寧の評価して、その評価を丁寧に御説明するよう配慮すべきだったと考えております。

第三者の調査についてお答えします。

県議会決議におきまして、「説明責任を果たすため、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと」とされているところです。今般の特別監察は、国家公安委員会の管理の下で実施され、また、調査に当たり、本県警察に保存されている全ての書類や電子データ等を特別監察のチームに全て提出しております。そして、本県警察職員が作業に一切加わることなく、警察庁の特別監査チームが独自に調査を行っております。また、この実施結果につきましては、報告書として公表され、警察庁のウェブサイトにおいても公開されております。また、この報告書の作成に当たっては、特別監察の対象となった六百四十三件の鑑定全てにつきまして、特別監察で確認した事項を一件ずつ個別に記載した補足資料が作成されて添付されるなど、この実施結果が具体的かつ詳細に理解されるように配慮されております。また、特別監察は科学警察研究所の専門家を含むチームにより行われたほか、その手順については、部外の方々から意見を聴取した上で実施されたものと承知しております。

こういったことを踏まえますと、県警察としましては、警察庁による特別監察により独立性、透明性、専門性を備えた調査がなされたものと考えております。

以上でございます。

◎武藤明美君（拍手） 登壇 日本共産党の武藤明美でございます。

私は、五問準備をさせていただいております。順次質問してまいります。どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、原子力行政についてです。

北海道の寿都町や神恵内村では、いわゆる核のごみ最終処分場の選定に関する文献調査が実施されました。令和六年十一月に報告書が出され、今も住民説明や意見の対応が続けられております。北海道では、次の段階における概要調査は、道知事が核抜き条例であることを理由に、概要調査への移行に反対する考えを繰り返し表明しております。

佐賀県では、玄海町でも核のごみ処分に関する候補地として文献調査が開始され、間もなく二年となります。調査結果の取りまとめが視野に入ってきているのではないかというふうに思います。しかし、多くの県民は、調査の内容や今後の流れについて十分知らされているとは言えません。

知事はこれまでに、N U M O——原子力発電環境整備機構や国から文献調査がどういう段階にあるのか、その内容はどういうことになっているのか、どのような報告を受けてこられたのでしょうか。受けているなら、進捗状況や調査内容について、その認識をお示しく下さい。

次に、核のごみ最終処分場は、玄海町だけではなく、県民の関心も高く、県全体に関わる問題です。県内各地での住民説明会の開催が必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

文献調査の次の段階は県の判断が必要になる概要調査です。ボーリング調査などを行う重要な段階になります。最終処分地選定に向けた大きな転換点になると思われます。

知事は以前、私の質問に、これ以上の負担を負うわけにはいかないとい

して、概要調査に対して受ける姿勢がないことを示されました。それから、これまでも同じお気持ちなんでしょうか。

北海道では、核抜き条例とも言われている特定放射性廃棄物に関する条例を平成十二年十月二十四日に制定しております。趣旨は、特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要があるとして、現在と将来世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を持っているから受け入れたいことを宣言するというものなんです。

核のごみ問題は数万年単位で管理が必要とされる大問題です。一自治体だけでなく、将来世代に問われる課題です。山口知事の現在の思いを、今のうちにこういう形で宣言し、将来にわたり引き継がれるようにしてほしいのですが、いかがでしょうか。

次に、乾式貯蔵施設の問題についてです。

青森県六ヶ所村の再処理工場は二〇二六年度中、つまり二〇二七年の三月中に完成すると言いながら、既に私たちは失敗続きで完成のめどの立たないことを知っております。原子力規制委員会は困り果てて、再処理工場を審査で合格させるために審査方針を変更し、高レベル放射性廃液を処理するガラス固化施設の処理能力について、竣工前の使用前検査を行わないことにするという事です。とんでもないことです。

ガラス固化ができなければ、工場内に崩壊熱を発生続ける極めて危険な状況で、未固化のまま大量に滞留することとなります。基準地震動は三百七十五ガルしか設計されておらず、現在の新規制基準七百ガルへの耐震補強工事が手つかずになっています。それはアクティブ試験で汚染されているために危険で近寄れないから施工できないとのことなんです。

六ヶ所村の施設が完成のめどが立たないために、宮下青森県知事は、

中間貯蔵施設から使用済み核燃料の搬出ができなくなるので、中間貯蔵施設には新潟の東京電力柏崎刈羽からの使用済み核燃料は受け入れを容認しないとの考えを示されました。

玄海原発の中間貯蔵施設である乾式貯蔵施設は二〇二七年度完成予定とされていますが、これまでも述べてきたように、六ヶ所村の再処理工場施設には搬出することはできません。使用済み核燃料がこれ以上増えなくても、乾式貯蔵施設への保管は限度があるのです。六ヶ所村への搬出ができないのですから、乾式貯蔵施設への受け入れもストップしなければなりません。知事はこれまでも国や電事連の責任でと繰り返し返してこられました。もうこの先は見えていたではありませんか。使用済み核燃料をため込むばかりです。再処理工場の完成が望めないまま、乾式貯蔵施設に使用済み核燃料を貯蔵しないよう言うべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

次に、ホルムズ海峡危機に関する対策支援について質問いたします。アメリカとイスラエルのイラン攻撃によって引き起こされた、世界中が心配しているイラン戦争、一刻も早い終結を願うばかりです。和平のための覚書のニュースも飛び込み、十九日に調印されるとのことで、ほつとはしましたが、ホルムズ海峡危機は一気によくなるわけではありません。これまで全国でも、県内でもホルムズ危機による影響は各業種で出ています。石油由来の資材不足、資材高騰は、県内事業者の暮らしと営業を直撃しています。中小零細業者や個人事業者は、コロナ禍のときよりひどい、資金繰りや支払いに困窮しているとのことで、従業員の雇用維持も大変だとおっしゃっていました。

国会では、高市首相がナフサは十分足りていると発言していました

が、現実には県内事業者の声は大変深刻なのです。建設関係の業者さんは悲鳴を上げておられます。

議長の許可を得てパネルを提示しておりますけれども、（パネルを示す）まず一枚目、このパネルは、ある業者さんのところにファクスでつつと入ってきたそうです。これは、よその県の卸の業者さんから、例えば、トルエン99、即納化というふうに書いてあって、この三行、幾ら幾らというふうに値段が書いてあるんです。これは後でお見せしますが、けれども、このトルエンというのは、防水加工関係のところのペンキにまぜる、そういう役割をする石油由来の商品なんですけれども、日頃は一缶五千円近くしているというものなんですけど、では、この左側のところを大きくした部分です。その業者さんは、大体この二缶セットを買いおうかなと思っていたんですけど、五月二十八日までに申し込めば品物はあるということだったので、この二缶セットのところを大きくしますと、二万九千八百円で申し込んでくれということだったんです。日頃四、五千円ですんでいたものが二万九千八百円、約六倍も高くなっているということ、五月二十八日までに申し込まないと、仕事にならないということもあって、やむなく頼んでみたというふうなことをおっしゃっていました。

ある建設関連の業者さんは、材料不足のため、従業員に休んでもらっている。クロス張りの仕事の方は、接着剤が手に入らないため、注文を受けても仕事ができない。防水工事の人はシンナーが入るのが難しく、一斗缶四百円台だったのに八千円になった。自動車関係の人は、クリア塗装が入ってこないため、事故車の修理部門をストップしている、仕事が受けられない、そうおっしゃっていました。

お弁当屋さんの容器も値上げされています。包装材料の仕事の人は、これまで一パック六千円だった袋物が一パック八千円に上がると聞いて、値上げ前に急いで注文量を増やした。そのため、資金繰りにしわ寄せが来た。ガラス関係では二五％も値上げされた。エアコンの室外機をつなぐ配管、配線の材料が高くなったため、お客さんから代金をもらいづらく、利益なしでサービスとして設置した。印刷屋さんは五カ月間でインキ代が一〇％、一〇％、一五％と三回値上げされ、合計三五％の値上げになった。

本当に一つ一つ挙げれば切りがないので、このくらいにいたしますが、どこで聞いても抱えておられる悩みは深刻です。

そこで、質問いたします。石油関連資材高騰について、知事は県内の事業者の実態、現状をどのように認識しておられるでしょうか。

先ほど小規模事業者の声をお伝えいたしましたけれども、本当に切実です。私は県において緊急相談窓口を設けてほしいのです。また、県では生産性向上の対策を取る事業者や、事業の多角化などの方向を探る事業者には支援するということを明らかにされました。補正でも対応しておられますが、生産性向上や多角化を目指す体力がない事業者も多くあります。そういったところは、コロナ禍のときのように、資金繰りや支払いなどの対策として緊急の融資制度を望んでおられます。補正予算でも対策支援が示されていますが、緊急融資制度をぜひお願いしたいと思います。その際、コロナ禍に借りた資金を今返済中の人も多いため、返済が困難になるので、返済をまとめて長期返済ができるようにすることなど考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

LPガス利用者には今回補正予算がつかしました。電気代、ガス代、資

材高騰分の直接支援の実施や、工場、家、リース代など、固定費の補助をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

やむなく休業しなければならない場合の休業補償、雇用調整助成金の要件緩和に関する国への要望など、県としての適切な対応について県の考え方を示しいただきたいと思います。

また、医療現場についてですが、小さい規模のところほど手袋や軟膏容器の入手が心配との声をお聞きます。県としてはどのように実情をつかんでおられるのかお示しください。

また、生活保護世帯をはじめ、生活に困窮しておられるところは、物価高の影響からエアコン使用を控えるなど、今後の熱中症などの心配もあります。エアコン代支援なども考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、補聴器購入補助制度について質問いたします。

これまでも何回か質問してきました補聴器購入補助制度についてですが、本県は身体障害者手帳を持っている聴覚障害のある人たちには補聴器購入時には補助制度があります。私は加齢による難聴の人にもぜひ補聴器をつけて人とのコミュニケーションや地域活動に元気に参加していただきたいと、こういう制度をつくってほしいと求めています。

国における補聴器使用による認知機能低下の予防効果に関する検証、研究を注視していくとの答弁を前にいただいております。それから足かけ三年になりますが、国の検証、研究はその後どうなったのでしょうか。その結論は出たのでしょうか。出たのであれば、どんなものかお示しください。

県では十八歳以下の難聴児支援として障害手帳を持っている人への補

装具として購入費補助をしていますが、加齢による難聴の人への支援はありません。聞こえの問題が人とのコミュニケーション低下や、消極性、外出意欲の低下につながり、運動量や生活の質が下がる、フレイルの問題も起きるという認識はお持ちなのでしょうか。

補聴器は五、六万円から、四十万円から五十万円と、それ以上高いものもあり、年金生活者にとっては大きな出費です。

全国では、二〇二五年、昨年の十二月時点で六百二十一の自治体が補聴器購入補助制度を実施しています。県内でも基山町で昨年から四十歳以上を対象にして補助制度が始まりました。県内で真っ先に取り組んでおられます。四十歳からを対象にしたのは、そういう難聴が四十歳ぐらいから始まるんだという認識だからだそうです。

こういった制度を県も共有して、市町への支援という形を取っていただき、実現してほしいのですが、どうお考えでしょうか。

次に、困難な問題を抱える女性への支援について質問いたします。

二〇二四年四月一日から施行された女性支援法は二年目を迎えました。増税や社会保険料の負担増、そして、コロナ禍のときは雇い止めや失業なども増え、最近の物価高騰の中で女性の貧困は一層深刻化しています。

私は、「フラワーデモ@佐賀」というグループの一員として、月に一回、性暴力をなくそう、性暴力は犯罪ですと書いたカードを持ち、メンバーの皆さんと町なかでスタンディングを行っています。ひっそりと頭を下げて通る女性がいたり、何か言いたげな顔をして通る人もおられます。他県からたまたま佐賀に来た人がほんの少しの時間一緒に参加してくれたりすることもあります。

パワハラ、モラハラ、DV、性的被害などによって、心や体が傷つき、

孤独になって孤立をしている人も少なくありません。そういう困難や不安を抱えている女性たちへ支援が必要だとしてできたのがこの法律です。

女性の福祉、人権の尊重や擁護、ジェンダー平等の視点がきちんと位置づけられなければなりません。積極的にSOSを言える人もいれば、相談の電話をかけることもままならない人など様々いらっしやいます。そういう人を発見し、相談に乗ることや、支援が必要な方の立場に寄り添った活動、生活再建や自立支援などのフォローなど、取組はいろいろあると思います。

本県でも、基本計画を策定し、女性相談支援センター、女性自立支援施設を三本柱として、民間団体との協働による支援を進めておられるとのこと。困難な問題を有する女性は自分で問題を抱え込んでしまう傾向があるため、表面には現れづらいこともあり、相談を待つだけでなく、アウトリーチが大切です。訪問、巡回、居場所確保など細やかな対応支援が必要とされています。

本県での「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」における取組についてお聞きしたいと思いますが、状況はどうなっているのでしょうか。また、二年間の相談件数、一時保護の件数どうなっているのかお示してください。さらに、民間団体との協働については、民間団体の立ち上げ支援を行うことになっていますが、現在、幾つの団体があるのか、今後、増やす方向にあるのか、現在、どのような運営をされているのかお示してください。

次に、次期計画の策定についてです。

基本計画は令和八年度が最終年度であり、令和九年度からの次期計画についてどのような考えで策定をしていかれるのでしょうか。市町にお

いても策定していく必要があると思いますが、県としては計画策定が進むように働きかけをしていくべきだと考えます。いかがお考えでしょうか。

次に、女性相談支援体制の充実についてです。

女性が安心して相談できる環境をつくるためには、相談スタッフが定着できるような勤務条件の在り方や相談スキルの向上支援が必要だと思っています。

今、対応してもらっている支援員や相談スタッフ、何人おられるでしょうか。また、各市町も配置できるようにして対応してもらえたらと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

女性の困難の多様化や複雑化、複合化を考えると、市町での支援員配置とともに、専門的な知識、経験を身につけることが求められると思います。そのための研修を必要とし、専門性の保証、権限の明確化も大事です。定期的な研修は行われているのでしょうか。

処遇については、本県はそのほとんどが会計年度職員とのこと。三年から五年を限度に雇い止めとなる不安定な雇用の在り方です。この改善が必要です。困難を抱えた女性たちが心を開いて何でも話せるためには、支援員個人の努力や親身になった対応が大事です。一回相談をしたから終わりにはならず、何年か関わって自立できたり、気持ちの整理ができるためには、信頼関係のできた人がいることが大切です。どうお考えでしょうか、お示しいただきたいと思っています。

最後に、教育行政、今回は高校教育改革に関して質問いたします。

今年二月十三日、文部科学省は「高校教育改革に関する基本方針」を公表しました。

本来、義務教育を終えた子供たちが大学へ進む、または社会人になる、それまでに教育基本法で示されている教育の目的に沿って、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成をさらに進めていく場が高等学校であると言えます。

ところが、この高校教育改革の基本方針では、産業や社会の課題を解決していく人材、イノベーションを起こす人材、グローバル人材など、人材として能力の伸長の場として表現されており、産業界のニーズに応えようという姿勢が見えます。青年期を生きる人間としての学びや育ちの視点が見えません。しかも、短時間で効率化された学び方を求めています。これでは、障害児教育や不登校経験者などに対する手厚い対応が必要な生徒たちを一層隔離し、差別化していくことになりはしないでしょうか。一人一人の個性に寄り添い、行き届いた教育をしていくこととかけ離れていくのではと心配です。

国は基本方針で、ブランドデザインを踏まえた高等学校教育改革実行計画を都道府県に策定させるとしています。教育改革を進める財源として、全国で二千九百五十億円、一都道府県最大六十二億円が用意されているとのこと。これだけのお金があるのなら、わざわざ高校での教育改革を進めるのではなく、義務制でも高校でも先生たちを増やすことこそ必要なんじゃないでしょうか。しかし、国は経済界の求める人材教育を進めようとして、これだけの財源をつぎ込もうとしているんです。トップダウンでそれを進めようとしているんです。

そこで質問しますが、佐賀県教育委員会として、高等学校教育改革実行計画の策定についてはどのように考えているのかお聞きします。手順

やスケジュールについて、そして、具体的な考え方や内容はどうなっているのか、御答弁を求めます。

また、県教育委員会としては、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」に申請することですが、三つの類型で、技術革新。産業構造の変化を踏まえた人材育成の拠点をつくると言われています。中でも、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」はどんなことをしようとしているんでしょうか。また、「理数系人材育成」や「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」とはどんなことを考えているのかお示してください。そして、今年度は何に取り組むんでしょうか、明らかにしていただきたいと思います。

以上、第一回目の質問といたします。

◎山口知事 登壇 Ⅱ 武藤明美議員の御質問にお答えします。

まず、原子力行政に関して、玄海町での文献調査についてお答えします。

玄海町で実施されている高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に係る文献調査に関しましては、るるお尋ねがございました。改めて最終処分場について私の考えを申し上げます。

私は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を佐賀県に受け入れる考えはありません。文献調査から概要調査への移行を受け入れる考えはありません。この考えは変わることがありません。私の意思は明確に示されております。私のほうから条例の制定を提案することは考えておりません。文献調査の進捗、そして、住民説明会については担当部長からお答えさせます。

続きまして、乾式貯蔵施設についてお答えします。

使用済み燃料は、これを再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用することが国の基本的な方針です。

核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれが責任を果たすべきであります。六ヶ所再処理工場の事業者である日本原燃は、完成時期をこれまでに二十七回も延期しており、強い問題意識を持っています。

国に対しては、今年五月にも政策提案を行い、エネルギー政策の実施に向けた様々な取組を、責任を持って進めるよう強く申し入れておりまして、今後も機会を捉えて求めていきます。

九州電力は、国の核燃料サイクルの基本的方針に従い、使用済み燃料を一定期間冷却した後には再処理工場へ搬出すると表明しています。玄海原子力発電所に建設中の乾式貯蔵施設は、再処理工場へ搬出する前に一時的な貯蔵を行うものでございます。

今後とも、玄海原子力発電所の使用済み燃料が早期に搬出できるよう、国及び九州電力の取組を注視していきたいと考えています。

続きまして、中東危機に関してホルムズ海峡関係の県内への影響に対する私の認識でございます。

長引く物価高騰に中東情勢の混乱も加わって、医療・福祉の分野、商業、農林水産の分野をはじめ、県民生活や県内産業の幅広い分野で、価格の高止まりですとか、供給への不安といった影響が出ております。家計負担の増加、そして、事業者の収益の圧迫など、議員からの御指摘もありましたが、そうした切実な声も聞いております。

国は、石油の安定供給やナフサ由来の化学製品を含む石油製品の年度を超えた供給継続が可能との見通しを示しております。しかしながら、

県民や事業者の方々からは、材料の調達に困っているですとか、資材等の供給不足、納期遅延といった声も聞いており、いささかギャップがあるように感じております。そして、こうした状況については、先ほど徳光議員にお答えいたしましたとおり、この実情を国に伝えたいと思います。

また、私も随時、各部局長等から状況を聴取しておりますが、改めて団体や業界の声など、全般をフォローしていきたいと考えます。

現場の実情の情報収集に努め、県民の皆さんの痛みや不安が少しでも和らぐように、きめ細やかかつ網羅的な支援に切れ目なく取り組んでいきたいと考えます。

◎金丸健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、ホルムズ海峡危機対策について二項目と、加齢性難聴に対する支援について三項目お答えをいたします。まず、医療資器材、医療資材の不足について御質問がございました。

今回の中東情勢を契機に生じたナフサ由来の医療資材への影響を受けまして、医療現場の状況、厚生労働の対応など、様々な情報を収集してまいりました。その中で国に対して対応を求めるべきことと県として必要な支援を検討してまいっております。

まず、国に対して求めることにつきましては、五月二十六日に政策提案をさせていただきました。

提案の一つは供給面のもので、現場では今、安定供給に至っていないということ、代替調達の確保や流通調整の対策が必要なことを踏まえまして、県民の生活に欠かせない医療が安定的に提供できるように、原油由来の医療物資が適正な価格で安定供給されるよう対策を講じようという提案をいたしております。

もう一つ提案をいたしております、これは診療報酬の制度に関するものです。

診療報酬の改定というのは二年ごとにしか改定されないで、原則として次回の改定まで賃金、物価の上昇は反映されない制度となっております。賃金、物価が上昇が続く中でも、医療機関が安定的に運営されて、医療が円滑に提供されるよう、賃金や物価状況が遅滞なく反映できるような制度に見直すべきだという提案もさせていただいております。

武藤議員からは、医療資材の状況の質問もございました。

中東情勢を受けて、国は医療資機材の供給面に対応をしております。例えば、情報システムにより全国の医療機関の状況を把握して、厚生労働省、もしくは経済産業省が連携をいたしまして、供給の根詰まりを一つ一つ丁寧に解消するというをやっております、医療資材の一部では解決に至ったというケースもございます。

また、御質問がありました医療用の手袋、こちらにつきましては、確保が困難になっている医療機関向けに国の備蓄を放出するということをしております。こういうもので一定程度の成果を国のほうも出しております。

医療現場の今の状況ですけど、入手が全くできないところまでは至っておりませんが、納期どおりに来ないところはやっぱあるというふうにお聞きしております。

あと、医療機関におきましては、供給面だけでなく、価格面でも当面の問題を抱えております。令和八年度におきましては診療報酬改定をされたんですけれども、当然ながら中東情勢の影響というものが反映されております。現場の負担をカバーできていないということになって

おります。

医療機関での負担を軽減して、安定的なサービスを提供するためには、県が即座に対応するしかないというふうに考えましたので、医療機関等に対しまして支援金を交付することとして、予算を本議会に提出しております。

次に、生活困窮者や生活保護受給者に対する電気代の支援についてお答えを申し上げます。

県では、県民の熱中症対策としてエアコンの適切な使用が有効ですということを御案内、お示ししております、このメッセージを様々なツールを使って情報を発信させていただいております。

特に、生活保護受給世帯に対しては、県や市のケースワーカーや各世帯を訪問する機会がございます。また、リーフレットを活用しまして、エアコンの適正な使用について説明をしております。こうした中、こういう中東情勢の影響が出てきまして、エネルギー価格が高騰し、先ほど御質問があったように、エアコンの使用を控える方が出てくるとも懸念される状況になりました。

今回、国におきまして、中東情勢を踏まえ、エアコンを適切に使用していただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、電気使用量が増加する七月から九月まで電気代支援を決定されております。これによりまして、生活困窮者、生活保護受給者におきましても、電気代高騰への影響が緩和されることとなると思います。

県では、国に佐賀県の現状を明確に伝えるために、生活保護受給世帯のエアコンの使用状況を把握するための調査を昨年実施させていただきました。調査の結果、電気代が高額となることを懸念して冷房の使用を

控えていたという回答をした世帯が一六%もいらつしやるということが判明いたしました。また、過去には、節電のために冷房の使用を控えたことによりまして、熱中症の疑いにて亡くなった方、もしくは入院したという事例もございましたので、国に対して生活保護費における夏季の加算制度を創設するように政策提案を行ったところでございます。今後も、生活保護受給者の実情を国に訴えまして、夏季加算制度の創設を働きかけていきたいと思っております。

次に、加齢性難聴に対する支援でございます。

まず、国の研究に対する認識でございます。

国の研究では、高齢者の難聴と認知機能低下に強い関連があるということは示されております。他方、補聴器を使用することで認知症の予防に有効であるかどうかについては、それは明確になっておりませんで、今調査をしているというふうになっております。そういう意味で、研究の結論にはまだ至っていないというふうに認識をしております。厚労省にもその認識で間違いないかということで確認をして、それで間違いないということで回答を得ております。

次に、加齢性難聴の影響に対する認識でございます。

加齢性難聴なんですけれども、難聴の方のうち、先天性、もしくは事故や病気の原因を除きまして、いわゆる年齢を重ねること、加齢に伴う聞こえの低下と考えられるものを加齢性の難聴というふうに定義づけられております。

厚労省によりまして、加齢性難聴になった場合にどのような影響があるかということが公表されております。一つは、周囲とのコミュニケーションがやっぱりうまくいかなくなりまして、地域のコミュニ

ティーから孤立するというケースもあるという話と、危機察知能力が低下してしまう、こういうことが報告をされているところでございます。

また、先ほど申しましたとおり、国の研究では高齢者の難聴と認知機能の低下には関連があるということが示されておりまして、高齢者の生活に一定程度影響があるということは認識をしております。なので、加齢性の難聴の方への支援も行っています。

具体的に申し上げますと、佐賀県聴覚障害者サポートセンター、よく「みみサポ」と呼ばれておりますけれども、こちらは障害のある方だけでなく、加齢性難聴の方にもきめ細かな支援を行っております。

例えば、言語聴覚士による相談、いわゆる「きこえの相談」と言っているんですけれども、それが令和七年度で百五十件ほど相談を受けているところでございます。

私も部長に就任しまして、こちらのセンターのほうにお伺いをいたしました。所長さんから話を聞いたときに、やっぱり眼鏡はかけると大体皆さん見えるようになるんですけれど、補聴器というものは、やっぱり聞こえない音の大きさですとか、あと高さや低さとか、そういうものがありますので、補聴器をつけたらすぐ聞こえるというわけではなくて、その人に応じたものを購入しないといけないんだということを教わりました。

そのセンターでは、個々の聴力に応じたものを購入いただけるように、まずそこで測定をしていただくと、機械を使って測定をしていただくということをされております。その測定の結果を踏まえて、じゃ、あなたはこういう補聴器がいいですよということをアドバイスしていただくとともに、例えば、買った補聴器がやっぱりちよつと調整とかが要るケー

スがあるので、そういう調整もアドバイスをいただいたり、場合によってはセンターにあるものを借りて試聴するということもできるようなっております。

また、センターにどうしても来れない、けど御家庭で試したいという方には、補聴器専門店を通じて一週間程度貸し出しも行っております。このほか、センターに来れない人のために巡回相談ですとか出前講座もやっております、来所が困難な方にも支援が行き届くように工夫をさせていただいております。

また、センター以外の取組もやっております、高齢者の方に対しまして、耳とか目の異常について注意喚起をするパンフレットを配布させております。難聴のリスクの啓発ですとか、そういうことになったらずは耳鼻咽喉科に早期に相談をするようにという呼びかけをさせていただいております。

最後ですけれども、市町が行う補聴器の購入助成に対して県の支援をしてはどうかという御提案をいただきました。

県では、令和八年当初予算におきまして、高齢者の皆様にできる限り活動し続けていただきたいという思いで、「輝けるシニア」に係る施策に取り組んでいるところでございます。

この観点から、高齢者の活動支援策の選択肢の一つになり得るかもしれないんですけれども、現段階では、先ほど申し上げたように、認知症予防に関する補聴器の使用の有効性に関するエビデンスが示されていないということと、また基山町以外の市町はまだ導入していないという状況にあります。

議員から県の支援ということを御提案されましたけれども、今後、補

聴器使用の有効性のエビデンスが示された場合に、その内容によっては、例えば、介護保険制度に基づく補装具の支給の対象に補聴器を追加するという議論が期待できるかもしれません。そういうことがありますので、引き続き国の研究を注視していきますとともに、そういうエビデンスの内容を踏まえまして県としても考えてまいりたいと思います。

私からは以上です。

◎丸尾産業労働部長 登壇 Ⅱ 私からは、大きく二項目お答えいたします。まず、原子力行政のうち、玄海町での文献調査についてです。

文献調査の進捗等に関する認識と住民説明会についてお答えいたします。

現在、玄海町にて行われている文献調査については、経済産業省やNMO――原子力発電環境整備機構の訪問を受け、その取組状況等について情報提供を受けているところでございます。

直近では、五月二十九日にNMOの訪問を受け、文献やデータの収集、調査に必要な情報の抽出、抽出した情報の整理を進めており、現在、整理した情報の読み解きと評価を進めながら、並行して報告書の作成を行っている旨の情報提供を受けたところでございます。

また、住民への説明についてでございますが、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定は全国的な課題であり、電力消費地である都市部も含め、国全体で考えていくべきものと認識してございます。国には責任を持つて取り組んでいただきたいと考えてございます。

続きまして、ホルムズ海峡危機対策のうち、中小零細企業に対する直接的な支援についてです。

県では、中東情勢の影響を注視しまして、事業者や各種団体の声も踏

まえ、きめ細かに対応を行っているところでございます。

まず、緊急相談窓口についてですが、中東情勢悪化の影響が懸念される県内事業者を支援するため、本年三月十八日に産業労働部の産業政策課内に金融特別相談窓口を設置し、相談体制を整備してございます。これまで塗装業ですとか建設業、また、サービス業など様々な御相談が寄せられているところでございまして、例えば、ナフサ関係の材料が入手できず、運転資金が必要であるといったような御相談に対しては県の制度融資を御紹介するなど、それぞれの事業者の皆様に応じた対応を行っているところでございます。

あわせて、三月十七日及び六月四日の累次にわたり、県から県内金融機関及び信用保証協会に対しまして、運転資金の借り入れや、既に借り入れている債務の条件変更や追加融資の申し込みについて、事業者の実情に寄り添った柔軟な対応を行うよう文書で要請したところでございます。

また、県内事業者の皆様からは、中東情勢の影響を踏まえた金融支援策の拡充について様々な声を伺っているところでございます。県では、県内事業者の資金繰りを支えるため、県内金融機関及び信用保証協会と連携し、制度融資を運営しているところでございます。具体的には、資金繰りに困難を生じている事業者を対象に経営改善資金やセーフティーネット資金を用意してございまして、九州各県の制度融資と比較しても遜色ない金利水準に設定してございます。こうした資金を紹介するなど、引き続き丁寧に対応してまいります。

エネルギー価格高騰への対応、事業者に対する直接的な支援につきましては、国において、この夏の都市ガス及び低圧・高圧電力に係る負担

軽減策が実施されることとなっております。これを踏まえ、県では、国の支援対象となっていないLPガス及び特別高圧電力について、県独自の負担軽減策を引き続き講じるための予算案を本議会に提出しており、事業者の直接的な負担の軽減を図りたいと考えてございます。

国の雇用調整助成金につきましては、今般の中東情勢の影響により原材料等の調達が困難となった事業者が事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合においても適用されます。

なお、令和八年五月末に全国知事会から国に対し、「中東情勢に伴う物価高騰等への対策に向けた提言」を行っておりまして、その中で雇用調整助成金の申請要件緩和に係る要望も行っているところでございます。今後も引き続き、現場の声を踏まえ、県内事業者の皆様に応じた対策を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎大草男女参画・こども局長 登壇 Ⅱ 私からは、困難な問題を抱える女性への支援について、三点お答えを申し上げます。

まず、県計画の取組状況についてでございます。

「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」は、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目指して策定したものでございます。その中で取り組むべき方針の一つとして、相談対応の充実も掲げて取り組んでいるところです。

相談状況についてお尋ねがございました。

県の相談窓口は、女性相談支援センター、それからDV総合対策センターがございしますが、こちらに寄せられた女性相談のこの二年間の件数は、令和六年度約四千五百件、令和七年度約三千九百件となっております。

す。その内容としては、DV、モラハラなどの配偶者やパートナーとの関係に関する相談が比較的多く寄せられてございます。また、女性相談支援センターでは、一時的に保護が必要なケースにも対応しております。一時保護の件数としましては、令和六年度二十三件、令和七年度十件という状況でございます。

次に、現計画の取組についてでございます。

県の支援基本計画では、女性が直面する様々な困難に対応するために、市町における女性相談支援員の配置、女性の相談支援員に対する資質向上、女性支援に携わる関係者の連携強化に取り組んでまいりました。このうち、市町における女性相談支援員の配置は、令和八年度は八市で十一名の配置となっております。このほか、県の女性相談支援センターのほうに四名の相談員を配置してございます。

先ほど申し上げました県や市町の相談窓口における対応に加えまして、令和三年度からは、「女性のためのほっとカフェ」というものを開催してございます。民間との連携について御指摘がございました。我々も民間との連携は非常に大切だと思っております。新たな支援団体の立ち上げということではございませんが、既存の民間の女性支援に携わっている六団体と連携をいたしまして、カフェのような雰囲気の中で雑談できる場所というのを設けておりまして、令和七年度は約七十回、県内各地で開催しております。こちらに約千二百人の方が御参加をされていきます。雑談の中から女性の困り事、こういったものを見つけるといような機会にもつながってしまして、その相談の内容に応じて必要な支援につなげているものでございます。

次に、次期計画の策定について申し上げます。

県の次期計画の策定に当たっては、女性が安心して自立して暮らせる実感できる社会に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。また、女性支援においては、身近な市町の役割というのが非常に重要だと考えております。現在、市町における支援計画は三市町で策定をされております。未策定の市町に対しまして、県が進めております施策の方向性など情報提供を行いながら、計画の策定を働きかけていきたいと考えております。

女性相談支援体制の充実についてでございます。

女性相談は、悩みや困り事を抱える女性が最初に助けを求める大切な窓口であり、早期の支援につなげる重要な役割を担っています。相談者の悩みを的確に引き出すためには、経験を重ねた相談スタッフの存在というのは非常に大切だと思っています。相談者の立場に寄り添い、信頼関係を大切に相談に乗っていただけるよう、相談者のスキルアップにも取り組んでおります。相談員一人一人の相談スキルの向上に向け、関係機関の相談スタッフを集めた、性被害であるとか、DVであるとか、対応が難しいと思われるようなケースを想定した研修の開催、事例検討会などを実施しているところでございます。

女性の抱える問題は、多様化、複雑化しており、潜在化も懸念されます。不安や悩みに気づき、早期の相談につなげるため、県や市町、民間の団体との協力の中で、そういった連携が非常に大事だと思っております。

先ほど御紹介した「女性のためのほっとカフェ」は、民間団体との連携によって、女性の居場所をつくり、女性の支援につながっているという効果が出ているかと思っております。こういった民間支援団体による

活動は本県の強みであります。今後も活動を継続し、拡充していただけるよう努めてまいります。

女性が問題を一人で抱え込まず、必要な支援につなげ、自分らしく、安心した生活が送れるよう、女性支援にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、高校教育改革についてお答えをいたします。

初めに、議員のお話にございました今年二月に国が示したグランドデザインについてですが、今後の生産年齢人口減少や就業構造の変化、労働需給ギャップなどが背景となっていて、議員がおっしゃったように、人材育成の面も強く感じられますが、この変化の激しい時代に、高校生が自ら問いを立てる力や他者と共に価値を創り出す力を身につけて生涯幸せに暮らして欲しい、そのために高校教育改革を行うおうという内容になっております。

教育について武藤議員から言及がありましたように、私も、教育は、個人が自分らしく、主体的に、幸福に、よりよく生きるための力を育んで、多様な他者と協働して包摂的なよりよい社会をつくるための力を養っていく、そういう営みだと思っています。

本県教育の基本的な理念として、教育大綱にある、自分で自分のことを決められる子供、そして、人の痛みやつらさを分かる高い志と佐賀への誇りを持った骨太な子供の育成といった、人間的な成長を図ることを最上位の目標として私どもは教育施策に取り組んでおります。

お尋ねの高等学校教育改革実行計画の策定については、本県の実情を

十分に反映したものにしたいと考えています。

まず、この実行計画を本県の教育目標を達成するための一つの手段として位置づけた上で、有識者、産業界、教育関係者、地域の関係者等に幅広く意見を伺うとともに、生徒の学習状況や進路の実態、各学校の特色等について分析を行っているところです。

スケジュールとしては、秋までに計画の骨子を取りまとめ、その後、今年度中に策定したいと考えております。

また、計画の内容についてですが、国のグランドデザインの類型を押さえつつ、現在、教育委員会で進めている唯一無二の学校づくりなどによる各学校の特色を反映させ、本県の実態に即した総合的な高校教育の質の向上を図るものとして検討を進めているところです。

次に、教育委員会としての取組内容についてお尋ねがございました。

教育委員会では、グランドデザインが示す三つの類型について、それぞれ趣旨を踏まえて、国の事業、高等学校等教育改革促進事業を活用しながら、本県の特性に応じた形で展開していくこととしております。

まず、「類型1」の「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」については、工業教育や商業教育について、大学や企業等との連携を通じて、先端技術を活用した課題解決型学習の展開や地域企業の実課題を起点とした価値創造型の教育を行います。

次に、「類型2」の「理数系人材育成」については、普通科高校において文理融合の課題解決型学習を行います。文理問わず、全ての生徒に理数への関心を持ってもらうよう、例えば、宇宙から見た地域、有明海の海況など、地域資源や特徴を生かした理数探究の充実を図っていくと考えています。

「類型3」の「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」については、学校規模や地域差、教員配置の制約に左右されずに、生徒が必要な学習機会や進路支援にアクセスできるように、遠隔教育の環境を構築します。

今年度は、国の事業の採択状況等を踏まえながら、各校におけるカリキュラム開発や外部機関との連携体制の構築を進めていきたいと考えております。

また、議員からは、特別支援教育、多様な生徒への対応について御懸念が示されました。

多様な教育的ニーズに対応した取組は、もちろん現在も進めておるところでございます。これからもしっかりと取り組んでまいります。子供たちが人間性豊かに育ち、その子供たちがよりよい社会をつくっていくという教育の本質をしっかりと踏まえ、生徒一人一人の可能性を引き出す教育を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎副議長（古賀陽三君） 暫時休憩します。

午後三時十六分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより、会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ再質問を行います。

まず、原発行政なんですけれども、知事は、概要調査を受けないと
きつぱりと言っていたきました。ところが、矛盾しているんですね。

条例は、自分のほうから出すということはしないということで、山口知
事がいらっしゃる間は、概要調査を受けないと、こういう施設も受け付
けないよということをしっかりと言っていたいてるんですけれども、
次の世代はどうなっていくんだろうかと、そういう心配があります。ま
た、ほかの県とかでもいろいろされておりますけれども、やはりちゃん
と核抜き条例という保障をしていきたいなというふうに思っている
んですけれども、知事、これについて、なぜ自分のほうでは提案しない
というふうにおっしゃったのか、そこを明らかにしていただけたらとい
うふうに思っています。

それから、県民説明会を各地で開いてほしいといったことに対する御
答弁は、明確に部長のほうからありませんでした。これは開いてほし
いということを改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、乾式貯蔵施設の問題です。

六ヶ所村の再処理工場が破綻しているということで、私、一回目の質
問で申し上げたわけなんです。つまり、アクティブ試験で失敗して汚
染されてしまったと。だから、基準地震動の三百七十五ガルが新規制基
準の七百ガルに変えていく、そういった工事もできないままだから、ほ
んどど使いようがないような六ヶ所村の施設になってしまうと。そうい

う中で、中間貯蔵施設である玄海町の乾式貯蔵施設に使用済み燃料が
ずっとため込まれていくということになってしまいうんです。これについ
て、玄海町にため込まれていくままで放置していいんでしょうか、そ
ういう疑問を持っておりますし、大変危険な状態になるんじゃないかと
思いますので、きつぱりと知事に対しては、もうこれ以上は受け入れな
いということを言える勇気を持っていたきたいというふうに思います
ので、それについてどうなのか、もう一回お尋ねしておきたいと思いま
す。

それから、ホルムズ海峡危機への対応支援ということでは、県なりに
一生懸命取り組んでいらっしゃるのは分かりました。とりわけ、六月六
日から新たな資金繰りのための制度を設けているんだというふうなこと
でおっしゃったんですけれど、これはもっと県民の皆さんにPRしてい
ただきたいと思うんですね。コロナ禍のときもいろいろ県民の皆さんか
ら大変な思いを聞いていましたし、今回のホルムズ海峡危機に対しても、
いろんな苦しみをお聞きしました。いつ何があるか分からないので、多
角化とか、それから生産性向上のための機器を入れることもできない、
そういう零細業者の方たちへの思いをしっかりとらせていただきたいし、
そういう意味では、ぜひPRもしていただきたいと思うんですが、い
かがでしょうか。

それから、補聴器の問題です。

補聴器の有効性が明らかになれば、それはしてくださるかも分からな
いというふうにも思うんですね。確かに、「みみサポ」でいろんな事業
もやっていらっしゃいますし、そういうことで頑張っていただいてい
るのは分かるんですけれども、山形市の「聴こえくつきり事業」など、補

聴器購入だけでなく、認知機能低下予防、老化予防など、本当に総合的な考え方でできていますし、また新潟なども、もつと条件がよくて、医師が必要だと認める人の場合には、ちゃんと自治体としてそういう支援をするというふうなこともあるんです。もつと幅広く取り組んでいただけたらというふうに思っております。

山口知事にちよつとお願いをしたいんですけれども、高齢者施策という声をお聞きます。もつと山口知事に高齢者施策をとということで、「ゆめさが大学」などは頑張っていたいるかもしれませんが、こういった本当に苦しい思いの人たちに寄り添った施策をお願いしたいと思っています。ですから、補聴器購入の補助について、やはり知事に前向きに取り組んでいただきたいと思うんです。高齢者の方たちが、山口知事がもう少し高齢者のことを考えてもらったらいいなというふうなこともおっしゃっていますので、知事の考え方をお聞きしたいと思います。

先ほど困難な問題を抱える女性について御答弁いただきましたけれども、いただいた資料なども見ておりますと、令和七年、本当に相談が多くて、そのうちDVの相談もずっと増えていて、令和七年度のDV相談では約一千件、九百九十九件あっているわけですが、本当に深刻だと思います。それについて、相談員の方たちがいろんな対応もしてくださっていると思いますし、そういう役割で、市や町にも増やしていただくような立場で頑張ってもらおうと思うんですけれども、処遇の問題も申し上げました。本当に心折れた方たちから信頼していただいて話を聞く、寄り添えるということは、なかなかちよつとやさつとでは聞いてもらえない、心を開いてもらえないという部分もあるので、本当にしつ

かり慣れた方がしていただくということも大事だし、会計年度職員だけではなくて、もうちよつと専門職を生かしたプラスアルファの賃金も払っていただけたらなというふうに思うんです。

アバンセで相談に応じているスタッフの方たちは、会計年度職員でもなくて、指定管理者の業務の中から人件費を支払うというような事情もあるために処遇の改善が本当に必要だと思っております。きちんとした支援ができないんじゃないだろうかというふうな心配も持ちます。

こういう仕事に携わりたいと思っている方がおられても、賃金の低さで諦めなきゃいけないというふうなこともお聞きしたことがあります。なので、心理判定などの資格を持った方とか、それから同じような相談スタッフとしての役割を果たしている方たちに、長い間携わつて、被害者の方たち、女性の方たちの話をしっかりと落ちついて聞いていただくためにも処遇をよくしていただきたいというふうに思いますけれども、知事はどのようにお考えでしょうか。処遇改善をぜひお願いしたいと思っております。

最後に、高校教育改革についてです。

三つの類型の中から県が取り組むというふうなこともおっしゃったんですけれども、幾つかの地域に一つずつの拠点校を置いて、そこに協力が協力するという形でいて、その中で「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」だとか「理数系人材育成」だとか、「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」というふうなことで考えておられるんですけど、やはりこの内容を見ても人材、人材、あるいは経済界に役立つというふうな、そういう文章をお見かけいたします。

本当に早い時期からこういった産業イノベーション、人材育成を促進

していくというのは、それから、先ほど申し上げたような類型をつくっていくというのは、早い時期から、能力、個性が発掘できるというふうにはなっていないと思うのに、早くから形にはまってしまうのではないかというふうなことを心配いたします。社会に出るときにどういう仕事に就きたいとか、大学に行くときにどういう学部で学びたいとか、そのときそのときの年齢に達したときに自分たちが選んでいくという方向がどなたも経験おありだと思うんです。理数のコースかと思っておったら、この人はすごい文系の力を持っていたというようなこととか、美術、芸術の力を持っていたということが年齢を経てから分かっていくということもありますので、早い時期から形にはめていく、類型化していくというのはいかがかと思っております。

なので、こういった国が求めている人材をつくっていくというようなやり方は、早い時期から形にはめ込んでしまうんじゃないかという心配を持つんですが、いかがでしょうか。

それから、こういう姿がずっと続いていくと、高校のこれまでの姿が変えられていくんじゃないかというふうに思います。普通科が解体されていたり、専門学校の在り方が変わっていったり、そういうふうな状況も生まれてくるんじゃないか。生徒とか家庭や地域のニーズと合わないといったことも拠点校の中でも出てくるんじゃないかという心配も持っています。ですから、そういう声が上がったときに、一旦立ち止まって、やっぱり計画を見直したりというようなことも必要になってくるんじゃないかと思うので、それについてどのように対応していけるのかお聞きしたいと思っています。

かつてインクルーシブ教育といって、特別支援学校から地域のほかの

中学校に移す、分校の役割を果たさせるというような経験が教育委員会にあったわけですが、地域の方たちから大反対があつて、もうそれは元に戻って、やらないということになった経験を持っています。インクルーシブ教育とはちよつと違うかもしれませんが、こういう三つの類型で分けてしまう、早いときからもう進むべき方向が決められてしまうというのはいかがかと思ひますし、また、その地域が求める、学校、高校の姿とまた変わっていくというときはどうなるんだろうというふうにも思ひますので、それについてもお答えいただきたいと思ひます。

以上です。

◎山口知事 登壇 武藤議員の再質問にお答えします。

まず、玄海町での文献調査について条例化についてお尋ねがあつたと思ひます。

文献調査から概要調査に至るのか否かについてでございますけれども、まず、私の考え方については先ほど申し上げたとおりで、私は受け入れる考えはないので、文献調査から概要調査への移行は考えていないということ、これは一致しているということであります。

この条例化をするということについても考えたわけですが、例へば、私は条例があるから受け入れないという考え方ではないんです。

私は、前もどこかで答弁したと思ひますけど、十一年先までの、そこまでのチェックをずっとし続けるということについて、今を生きる私が責任を負えないというか、そこまで佐賀県に負わせるというのはどうかなというふうに思ひますし、佐賀県は今、国のエネルギー政策に十分貢献はしているというふうに思つたので、私はそういう考えなんです。です

ので、それを私はずっと表明し続けるんだろうというふうに思います。

ですので、私のほうから条例化は、ということを上申している。例えば、議員の皆さん方がどうお考えになるかということもこれはあってもいいのかなというふうに思います。そういうふうな形で、私はそういう考え方ですということを上申しております。

続きまして、乾式貯蔵施設についてというか、再処理工場についてです。

この核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進めてそれぞれ責任を果たすべきというふうに一貫して申し上げています。先ほど答弁したように、今年五月にも藤木事務次官に改めて強く申し入れをいたしました。これはずっと続けていかなければいけないと思いますけれども、認識の違いというのがこの六ヶ所再処理工場、確かにずっとこの二十七回も延期されてきたということは事実です。

ただ、日本原燃は、この六月八日に原子力規制委員会における再処理工場の審査会合において、説明を一通り終了したとしております。今後は補正書の提出、そして、原子力規制委員会による認可、現場の工事、検査などが行われるというふうに聞いておりますので、いつとは分かりませんが、ある程度、先の姿が見えてきたのかなという、これは私の感覚です。ですので、ここについては、規制委員会のチェックというのとはとても大事なものですから、それをおろそかにせずに、私はこの六ヶ所再処理工場というものがしっかり完成するということに対して注視をしていくことを申し上げています。

あと次は、ちよつと私に通告なかったので、いろいろ議論を聞いておりまして私なりの思ったことを述べさせていただきたいと思います。

まず、加齢性難聴に対するこの補聴器の問題です。

これは前の議会でもこの議論あったと思っていて、技術的な課題があつて、効果がある程度保証されているのかという議論がここでもなされていたというふうに思うんですけども、もちろんそれはそれとして注視をしたらいいと思うんですけども、それとともに、今、基山町だけという話でした。私はシニアに元気に活躍していただきたいと、特に今年の政策には設けてもおりますし、シニアの皆さん方がこの補聴器が非常に使い勝手がいいという声が大きくなることと、あとは基山町だけでなく市町みんなが一緒にやろうと、県と一緒に取り組もうという環境が整ったら、十分検討するに値するんだろうというふうに思いますので、そういった観点から進捗を見守りたいと思いますし、私も皆様々調べてみたいと思います。何か間違っていたら部長から補足してください。

もう一個ですが、困難な問題を抱える女性についてという議論の中で、我々の体制について様々な御指摘があったと思います。私もここは非常に大切に行っている問題です。ですので、一つは、今度七月に、唐津に相談窓口の拠点、ほつとテラスという名前だったと記憶しておりますけれども、それを設けていきます。というのは、なかなか北部の皆さん方からの相談がちよつと遠いので、ということとをずっと認識しておりましたので、まずしっかり相談窓口を設けて、なかなか声を出せない女性たちを中心にした、そういう相談を受け入れていきたいと思ってこれを育てたいということです。

それと、そういったものをアバンセが非常に大きな役割をしているわけですけども、アバンセが機動的に動いているのか、専門性を持って

いるのかということについては、私も非常に意識をしております、たしか指定管理者のほうでずっと運営はなされているわけなんですけれども、そこを、実態をてこ入れしようということで、これまでとちよつと違った職員というか、健康福祉部で中心になっていた割と若手の職員を副館長で派遣して、よく情勢を調査して、もう一回——人によるので、ああいう組織は。だから、いろいろ見直しをするかどうかも含めて全般的な検討を行おうと思っておりますので、もうしばし御注視いただきたいと思います。

局長、もし間違っていたら補足をいただきたいと思います。

以上でございます。

◎丸尾産業労働部長 登壇Ⅱ議員からの再質問二点にお答えいたします。

まず、原子力行政の住民説明会についてでございます。

こちらは繰り返しとなりますが、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定は全国的な課題でございます、電力消費地である都市部を含め、国全体で議論し、考えていくべきものと認識しております。こちらは国と事業者が責任を持って国民に説明していただきたいと考えてございます。

続きまして、中東情勢も踏まえた資金繰り支援についての一層のPRについてでございます。

先ほど御答弁しましたように、県自らの金融特別相談窓口を設け、制度融資を運営、また、紹介するなどしてございます。こうした施策につきましては、私自身も四月以降、県内の各商工団体にお伺いいたしまして御説明をしておりますけれども、引き続き商工団体等も通じまして、しっかりとPRし、必要とされている事業者の皆様には支援が行き届

きますよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

◎大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、女性相談のことについてお答えをいたします。

現在、県のDV総合対策センター、これはアバンセの指定管理を受けております財団のほうに委託業務として業務を発注しているものでございます。処遇につきましては、委託先のアバンセにおいて考えられることではございますけれども、相談体制の確保という点では県として非常に重要なことだと考えておりますので、委託先の状況であるとか専門性を含めた相談対応、相談体制の状況、こういったことをしっかりアバンセ側と話をしてみたいと思います。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えします。

今回の高校教育改革なんですけれども、何か枠にはめようということではなくて、子供たちがこれからの時代、幸せに生きていけるようにというところにやはり主眼を置いているわけです。例えば、今、専門高校生はこの学びが楽しいと思って選択して学校に来てくれています。その際に、やはり技術というのがどんどん進歩していますので、できれば今の環境に合った最先端の学びというのを経験させてあげたいというふうに思っています。何か産業に直結した人材を育てているというよりは、自分たちが学んでいることのその先がどうなっているのかとか、そこに興味を持ってもらうという意味があるというふうに思っております。

また、理系のほうにつきましても、みんなが理系の学部に行ってほしいとか、そういう人材になってほしいというわけではなくて、誰もが、

データサイエンスであったりとか、今から必要となる時代だと思っているので、そういう素養を身につけてほしいというのがあります。

今、よく答えが見えにくいとか、なかなか一つに決まらないとか、あらかじめ答えがないとかという課題がある中で、課題解決型学習というところに注目が集まっているわけなんですけれども、そうしたときに、やはりそれぞれ価値観が違いうわけですから、答えが一つではないので、いろいろみんなと議論しなくてはいけない。その際には、やっぱり協働して相手の価値観も考え方も大切にするとか、だけれどもみんなが納得する解を出すにはデータというのもきっちり押さえておくとか、話し合うことによってちょっと包摂的な解決をしていくとか、そういう力を養っていくことになると思うんですね。だから、何か論理的で、産業界ですぐばりばり働くというよりは、今から子供たちにそういう必要な力をつけて、これから先につながってほしいと思っています。

高校教育というのは、大人になる前の一番最後のというか、誰もが受ける一番最後の教育だと思っていて、社会への橋渡しだと思っていますので、そのところの役割というのをしっかり見ながらやっていきたいと思っていますし、議員からお話がありました生徒のニーズとかというところ、その気持ちも大事にしながら、社会につながるために大切な力というのを見ながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。子供たちがより豊かに生きていけるようにということを念頭にやってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎中本正一君（拍手） 登壇Ⅱ 一般質問初日、五人目の登壇となります公明党の中本正一でございます。

今日は午前中に山口知事の四期目の出馬表明がありました。また、午後からも大変しびれるような議論が行われているところでございます。私も最後まで緊張感を持って質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きな項目の一つ目の県立大学について質問をいたします。

県立大学の設置に向けては、この四月から学びの中核をなす教員の採用に向け、公募が始まるとともに、学生の確保に向けた専門家チームによる県内各高校への学校訪問にも精力的に取り組まれているところであります。

また、県立大学が設置される佐賀総合庁舎の現地機関の移転も大詰めを迎え、八月には別館の解体工事に着手することや、県立大学周辺の環境整備などを協議する佐賀市との連携協議会も五月末に開催をされたところであります。

こうした動きとともに県立大学の県民の関心が高まりを見せ、私の元へも様々な団体や個人の方から、県立大学についてもっと知りたいと要望を受けることが多くなりました。ある業界団体の女性部会から、県立大学について理解を深めたいと研修会の講師を依頼され、これは林政策総括監と一緒に参加し、終了後には意見交換を行いました。また、佐賀市のまちづくりに向けた異業種交流会の発足式にお招きをいただき、県立大学をテーマに話す機会をいただきました。その他、地元公民館での県政報告会や党の支部会でも県立大学の取組状況について報告をさせていただきます。

参加された方々からいただいた声は、賛成、反対の立場から様々であ

りますが、よく分からないという声も多くありました。いずれの立場から、県立大学に学生が集まるのか、学生が確保できるのか心配する声や、県立大学で学んだ学生が県内企業などに就職してくれるかという点に関心が高かったように感じます。こうした疑問の声にしっかりと応えることで、県民の理解が深まっていくものと考えるところであります。

意見交換の中では、学生の確保について、進学率が全国と比べて十五ポイントも低く、また、進学する生徒の八割強が県外に流出するなど、他県とは違う本県の学びの現状や、県内高校への推薦枠の付与などにより、少子化の中にあっても学生確保の見通しを示すことでおおむね理解を深めていただいたところであり、県内就職に結びつくのかという点においては、これはまさにこれからであり、産学官一体となった取組の必要性を参加者の皆さんと共有をしたところであります。

この点は、中央教育審議会が昨年二月にまとめた答申「我が国の『知の総和』向上の未来像」では、地方における高等教育へのアクセス確保の重要性や、地域における高等教育の課題、将来の人材需要を共有し議論するための「地域構想推進プラットフォーム」が提言されており、県議会においてもこれまで議論が深められてきたところであります。

本県においては、産学官のトップが高等教育の在り方を議論する「さが高等教育構想プラットフォーム」を本年四月に設立し、具体的な取組を進めていく方針と伺っています。

私は、「さが高等教育構想プラットフォーム」による産学官、そして、五つの大学、短大間の連携が進むことで、県内高校生の受験・進学率が向上し、学生の県内企業への就職率の向上につながるものと期待するところであります。

さて、「知の総和」答申で私がもう一つ注目する点は、学修者本位の教育への転換が高等教育が目指すべき姿として明確に掲げられている点にあります。

学修者本位の教育とは、教員中心の教える側の都合から、学生一人一人の学びの成果と成長を起点に、カリキュラム、授業、評価を設計し直す考え方であり、「知の総和」答申をまとめた特別部会の副部会長を務める共愛学園前橋国際大学の大森昭生学長は、「偏差値中心の大学選びが根強く残るなかで、国として『教育の質』を可視化しようとする取り組みが始まったことに、私は大きな意義を感じる。（中略）そもそも偏差値や大学の知名度と教育の質は全く別の尺度です。入学時の選抜性が高くない大学でも学生を伸ばしている大学はたくさんある。（中略）文部科学省が掲げる『学修者本位』という考え方は、『学生第一』という理念そのものだと感じている」と述べられています。

とても大切な指摘であり、私も、県立大学はここで学んでよかったと学生の声が広がる大学であってほしいと願うところでもあります。

そこで、次の三点について伺いたいします。

まず、学生一人一人の成長を大切に大学について伺いたいします。

二月定例会では、入学者選抜の在り方をめぐり議論が行われ、参考人として出席された専門家チームの山口和範学長予定者は、大学を偏差値で評価するのは絶対にやめてほしいと述べられています。

私は、これから大学の評価として問われるのは、学生が四年間でどれだけ伸びたかであり、学生の成長が大学の価値として問われる時代になったのではないかと考えます。

佐賀県教育大綱を改めて拝見させていただくと、「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい」、また、「生き生きとした環境をつくり、子どもが挑戦できる、そしてそれを応援できるようにしていきたい」と知事の思いも示されているものと理解をしています。県立大学においても、こうした学生一人一人の学びや成長を大切にする大学を目指しているものと考えますが、改めて山口知事の所見をお伺いいたします。

次に、専門家チームの取組についてお伺いいたします。

専門家チームでは、県立大学をゼロからつくるとの気概を持った熱量の高い教員を採用できるよう、県と一緒に教員確保に向けた選考を進められているところであります。

当初、データサイエンス分野の教員採用が進むのか心配していましたが、二月定例会の議論の中で山口学長予定者から、データサイエンス分野の大学院を出た人材が育っており、むしろ人数の多い経営系など、県立大学の科目適合性を満たす人材の確保を進めなければならないと説明があったところであり、分野によっては、教員確保は困難を極めるのではないかと懸念をいたします。

そこで、本年四月以降の応募状況と併せて教員確保の見通しについて改めてお伺いいたします。

また、専門家チームでは、県立高校を訪問し、入学者選抜の方針や学びの内容のイメージなどについて、進路指導の先生や探究授業の担当者に伝え、意見交換を進められていると伺っています。令和十一年四月開学の予定を考えると、第一期生となる今年高校に入学した一年生に関心を高めてもらうためにも大切なアプローチとなっております。

文部科学省への認可申請や開学が近づくにつれて専門家チームの役割

はますます重要になってまいりますが、専門家チームの今後の取組についてお伺いいたします。

次に、県立大学周辺のまちづくりについてお伺いいたします。

大学周辺のまちづくりに当たっては、令和六年七月に県と佐賀市の間で連携協定書が締結をされ、協定事項を推進するため、連携協議会が開催されており、総合庁舎内現地機関の移転に向けた協力や佐賀駅から立地場所への市道の安全対策、周辺市道の環境整備などは、佐賀市が責任を持って実施をすることになっています。

また、昨年十二月に行われた地元自治会を対象とした住民説明会では、通学路となっている敷地周辺道路の安全対策や、冠水、浸水しやすい河川の改修、工事車両の動線、近隣家屋の事前調査、また、建物解体時のアスベスト対策など、様々な要望、意見が上がってきたところであります。

そこで、地元自治会への対応も含め、県立大学周辺地域のまちづくりに向けたこれまでの進捗状況と今後の取組、スケジュールについてお伺いをいたします。

以上二点、政策部長に答弁を求めます。

次に、大きな項目の二つ目として、中東情勢の悪化を踏まえた公共交通への支援について質問をいたします。

中東情勢の悪化に伴うホルムズ海峡の事実上の封鎖により、原油や原油由来製品の価格高騰や調達不足が深刻化するなど、世界経済に大きな影響を及ぼしています。

本県においては、中東情勢の緊迫化で燃料の供給不安が広がり、原油由来製品の価格が高騰していることを受け、四月二十三日に原油価格等

高騰対策本部会議が開催され、多くの業種に影響をしており、事業者や生活困窮者のための電話相談窓口の周知とともに、「供給確保や価格安定のため、予断を持たずにスピード感を持って対応していく」ことが確認をされたと承知をしております。

さらに、物価高騰の抑制、原油由来製品の目詰まりの解消などについて、国に政策提案を行われるとともに、本六月定例会において、国の重点支援地方交付金を活用し、目の前の物価高に伴う痛みの緩和、未来に生きる生産性向上等に資する予算を提案いただいているところであります。

今週に入り、米国とイランが戦闘終結に向けた覚書に合意し、ホルムズ海峡が開放される見通しになったとはいえ、中東情勢の先行きは依然不透明で、原油生産量と製油能力の回復には時間を要することから、引き続き現場に寄り添い、県民生活や地域経済への影響を注視しつつ、丁寧な対応に努めていただくよう求めていると思えます。

また、こうした非常事態に対しては、問題が発生してから対応するのではなく、平時から備える視点も重要であり、県民や事業者にふだんから省エネや燃料節約を意識していただくことが、将来的な供給不安への対応にもつながるものと考えます。

原油の供給不安の影響を受け、バスやトラックの燃料となる軽油価格も急騰し、一部で供給を制限する動きも出ており、こうした事態が長期化するようなことになれば、路線バスなど、公共交通の減便や運休が生じかねず、通勤通学をはじめ、高齢者の通院、買い物など、県民の日常生活への影響は大きいものとなってまいります。

既に佐賀市営バスでは、三月に行った四月から六月分の燃料の入札が、

期間中の安定供給や価格の確約ができないとして不調となり、四月から週単位の随意契約で燃料の必要量を確保しており、調達単価も約一・五倍ほどになっていると伺っています。

こうした入札不調は、全国の公営交通事業者が共通して抱える問題となっており、国も元請事業者に対して要請を行っているようでありますが、現場での改善は遅れています。

路線バスの運賃は国の認可制で運賃を自由に上げることができないため、営業努力も限界に来ており、さらに、軽油だけでなく、オイルやバスの運行に欠かせない尿素水——アドブルーの価格が高騰、入手困難な状況が続いていると訴えられています。

県では既に、燃料価格高騰の影響を受けている路線バスをはじめとする県内交通事業者を対象に、燃料価格の高騰分に対する支援に取り組まれているところではありますが、さらなる支援の充実を図るべきではないかと考えます。

また、今回に限らず、今度同様なことが起こる場合を想定し、平時から公共交通の積極的な利用を呼びかけることも大切な取組ではないかと考えます。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、今般の中東情勢における原油の供給不安や価格高騰が路線バス事業者にどのような影響を与えているのかお伺いいたします。

次に、交通事業者への支援についてお伺いいたします。

化石燃料には限りがあることや原油の供給不安が発生することを考えると、省エネや燃料節約の観点からも、路線バスなど、公共交通を乗って支えることも必要と考えますが、今後、路線バス事業者への支援にど

のように取り組んでいく考えか、以上二点、地域交流部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について質問をいたします。

厚生労働省のポータルサイトには、この「人生会議」について、「あなたが大切にしたいこと、望んでいる生き方、そして、『もしものとき』にどのような医療やケアを望むかについて、前もって考え、話し合っておくことです。ご家族や大切な人たち、そして医療・ケアチームと話し合っておくことは、ご自身の思いや選択が尊重され、本人が希望する医療・ケアの実施につながります。これは、ご自身の『これから』をより良く生きるために、とても大切なプロセス（話し合い）である」ということが示されています。

「人生会議」の名づけ親は静岡県内の病院に勤める看護師で、命名の理由について、集中治療室での勤務を通して、患者が医療従事者とだけでなく、家族会議や食卓の場など、身近な場面でも話し合えるくらい浸透してほしいという思いとともに、人生会議を縁起でもないことと避けるのではなく、元気なうちからもしものときのことについて考えることが根づき、自分の望む最期が迎えられるようになってほしいという願いも込められていると語られています。

さて、私がこの質問を行うのは、平成三十年六月定例会以来、八年ぶりとなります。質問のきっかけは、父が認知症となり、家族で九年間介護した経験や、父の死後、母が末期がんを患い、延命のための治療を拒み、自宅での看取りを希望、その思いを医療関係者や介護事業者、家族で話し合い、共有し、自宅で安らかな看取りを迎えるという経験をさせ

ていただき、この人生会議の必要性といったものを実感したからであります。

これまで経験したことがない超高齢社会、多死社会を迎え、在宅での療養や看取りを希望される方が増加していくことが見込まれ、本人の意思が十分に尊重された人生の最終段階を迎えていただくためにも、地域包括ケアシステムの構築と併せ、アドバンス・ケア・プランニング——人生会議の概念を佐賀の医療・介護の現場の中で普及をさせていくべきではないかとの質問に対し、当時の健康福祉部長は、医療・介護従事者のみならず、県民一人一人の生活の中に浸透することが必要と考えており、一般県民を対象にした公開講座など、様々な機会を捉えて人生会議の考え方を紹介するとともに、県として、市町や県医師会、関係団体と連携をしながら普及啓発を図っていくと大変前向きな答弁をいただいたところであります。

これを受け、県においては、国のガイドラインの周知や医師会と連携した医師への啓発、人生会議を県民の生活の中に浸透するための具体的な啓発活動に取り組みれるとともに、「第九期さがゴールドプラン21」や第八次佐賀県保健医療計画にこの人生会議の普及啓発を位置づけるなど、取組を進められてきたところであります。

一方、厚生労働省が令和四年度に実施した、「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」では、人生の最終段階における医療やケアについて、これまで話し合ったことがあるかという問いに対して、「話し合ったことがない」と回答した方が六八・六％に及びます。さらに、人生会議の認知度について、一般国民で「よく知っている」は五・九％、「聞いたことはあるがよく知らない」が二一・五％、「知らない」

が七二・一％となっており、平成二十九年年度の前回調査から三ポイントほど伸びたものの、依然、国民の認知度が進んでいない現状にあります。また、医師、看護師、介護支援専門員ではよく知っているの割合はそれぞれ四五・九％、四五・八％、四七・五％と、前回調査と比べ、倍増はしているものの、いまだに半数に満たない状況であることが示されています。

このように、人生会議に対する国民の認知度が低く、医療や介護の現場でも、言葉や概念は知られるようになって、実際に実施をされている例はごく一部にとどまっているものと考えられます。

県内の七十五歳以上の人口は、二〇三五年まで増加すると推計され、医療と介護の両方を必要とする高齢者は今後ますます増加することが見込まれます。そうした高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療、介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療、在宅介護を提供できる体制づくりが重要であり、人生会議の普及啓発に一層取り組んでいかなければならないものと考えます。

例えば、県民意識調査等を活用して県民の認知度を十分に把握し、具体的な目標を定めて推進することも考えられます。

そこで、人生会議の普及啓発、そして、定着に向けた健康福祉部長の思い、また、決意といったものをぜひお聞かせください。

最後に大きな項目の四つ目として、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進について質問をいたします。

昨年十一月に大分市佐賀関で発生した建物火災は、風速や風向が変化する中、短時間で広範囲に延焼が拡大し、焼損範囲は約六・三九ヘク

タールに及び、死者一名、負傷者一名のほか、百九十六棟の建物に焼損が生じるなど、大変甚大な被害をもたらしました。平成二十八年の糸魚川市、令和六年の輪島市以来の大規模な火災となり、改めて火災の恐ろしさ、木造住宅が密集する市街地が抱えるリスクの大きさを浮き彫りにしました。

さて、消防法の改正により、既存住宅を含めた全ての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますが、本年六月一日で十五年が経過し、電池切れや故障等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念をされています。令和七年版消防白書によると、全国の住宅火災の発生件数と死者数は住宅用火災警報器の義務化以降、減少傾向にありましたが、義務化十年を前にした令和二年以降、増加傾向に転じています。

ちなみに令和六年中に全国で発生した住宅火災の件数は一万一千百七十三件と火災件数全体の約三割となっていますが、住宅火災による死者数は千三十人と火災による死者数の七割を超えています。さらに住宅火災による死者数の七割以上が六十五歳以上の高齢者となっており、高齢化を背景に増加傾向となる中、逃げ遅れが原因で死亡するケースが全体の約五割に及ぶことが示されています。

一方、消防庁が住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ死者数と損害額は半減、焼損床面積も約六割減少しており、住宅用火災警報器を設置することで火災発生時の死亡リスクや損失が拡大するリスクを大きく減少させるという結果になっています。また、令和六年度に実施された住宅用火災警報器の維持管理に関する任意調査では、最近、作動

確認を行った世帯の約三・五％で電池切れや故障が確認されており、定期的な点検を行う必要性が確認をされています。

私の地元の民生委員さんに伺ったところ、高齢世帯の方から、寝室の天井など高い場所に設置されている住宅用火災警報器の点検や電池交換について相談を受けることがあると話されています。

本県においても、住宅用火災警報器の未設置世帯への設置の推進を図るとともに、火災発生時に火災警報器が適正に作動するよう、定期的な点検や交換など適切な維持管理に向けた取組を積極的に行っていかねればならないものと考えます。

そこで、次の二点について伺いいたします。

まず、本県の設置状況に対する受け止めについて伺いいたします。昨年六月に公表された住宅用火災警報器の設置率の調査では、全国平均が八四・九％に対して本県は七六・六％と全国で四十四番目、さらに条例の規定どおりに設置できているかという条例適合率も本県は五七・八％と全国平均の六五・八％を下回り、三十八番目となっています。

住宅用火災警報器の設置は消防法により義務づけられていますが、設置場所の指定など具体的な事項は市町や消防本部が条例で定めることとされており、市町や消防本部には、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発の努力義務が課されています。

そこで、全国平均に比べて本県の設置率が低い状況について、どのように受け止められているかお伺いいたします。

次に、設置及び維持管理の促進に向けた今後の取組について伺いいたします。

住宅用火災警報器の設置率が九四％と全国で一番高い福井県では、消

防職員や消防団、婦人防火クラブが連携し、県内の全世帯を戸別訪問し、普及啓発をすることで高い設置率を維持していると伺っています。消防庁が示した全国の取組事例では、ガス会社との協働による普及啓発や、自治体や消防本部による購入補助、高齢者世帯への取り付け支援といった事例が紹介をされています。

また、視覚や聴覚が不自由な方へ、振動や光、臭いなど音以外で住宅用火災警報器に連動して警報する装置があると伺っており、そうした機器の周知も必要となつてまいります。

住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進に向けては、これは一義的には市町の事務であります。住宅火災による死亡といった悲しい事故を起こさないため、そして、県民の大切な命を守るため、県としても積極的に取り組んでいく意義はあるものと考えます。

そこで、防災意識を高め、設置率の低い傾向にある高齢世帯に対する効果的な設置を推進するなど、市町や消防本部と連携した住宅用火災警報器の設置率の向上、維持管理の促進に向け、今後どのように取り組んでいく考えか、危機管理・報道局長にお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな御答弁をお願いし、質問を終わります。

(拍手)

◎山口知事 登壇Ⅱ中本正一議員の御質問にお答えします。

佐賀県立大学に関し、学生一人一人の成長を大切にすることを目指しているのかとお尋ねをいただきました。

時代は不確実性の時代、AI技術等も急速に進歩しております。答えがない時代であり、単なる知識、技能の習得は、AI等が得意とする能力でございます。こうした時代においては、一人一人の人としての学び

や成長がその人の人生を豊かにするためにはこれまで以上に大切であります。学ぶこと、学び続けることの意味を真に理解することが大切でございいます。

教育は未来への投資です。大学には三つの機能、教育、研究、社会貢献というものがあっても、佐賀県立大学はその中でも教育を特に大切に大学でございいます。佐賀県立大学は「チェンジ・メーカー」を育成します。現状を是とすることなくチャレンジ続け、周囲に変革をもたらす人材、自ら課題を発見し、その課題を多面的に見ることで本質を捉え、他者と協働し、自ら行動して解決に導く人材、こうした人材がこれからの社会でA Iが多くひしめく中で輝いていく人材だと認識します。

では、こうした人材を育てるには何が大切かということですが、大学教育を企業や地域の現場での課題解決型学習を中心とする理論と実践の循環型の学びとすることであります。

さらに、入試においては、ペーパーテストによって同じような学力の学生を集めるのではなく、総合型選抜や学校推薦型選抜も組み合わせで面接で一人一人の意欲を確認するなど、多様性のある学生を確保することとしています。そこに熱量の高い教員による教育効果が加わり、学生一人一人が学びの意味を知り、成長し、卒業後も成長できる人材といたしたいと思います。

今、私は国の中央教育審議会の委員を務めておりますが、先日も大学の評価方法を変えていこうという議論が白熱いたしました。入学時の偏差値ではなく、在学中に学生がどれだけ成長していくのか、その視点で変えていこうというものです。

佐賀県を見ても、大学の数が少なかったこともあるのでしうか、偏差値重視の考え方もいまだ根強いところがあります。私は、佐賀県立大学は入試の面でも教育の面でも日本の大学がこれから目指す姿を體現した大学になると確信しています。

令和十一年四月の開学に向けて、コアとなる熱量の高い教員確保を進めるとともに、学生をどのように成長させるのか、学生が自らの力をどのように高めていくのかという視点で、カリキュラムの詳細を詰めていただきます。

また、これからは地元で育てた人材が、地元で活躍できる環境を、自治体、大学、産業界、医療・福祉界、農林水産業などと一体となつて創ることが重要です。

国においても、地域ごとに産官学の連携によって、人材育成・人材確保を図る取組を進めておりまして、佐賀県でも今年四月に「さが高等教育構想プラットフォーム（S I G M A）」を設立いたしました。

学生の成長、教育面を大切にする佐賀県立大学の開学を契機に、高等教育、中学校教育にも、点数だけではなく、子供の成長を重視する考えや取組が進み、さらにそのような考えの下で育てた人材が、佐賀で活躍することができる未来をつくっていきたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学についてお答えします。

まず、専門家チームによる教員確保に向けた取組についてです。県立大学につきましては、四月から教員公募を始めておりまして、専門家チームにおきまして、これから書類審査、面接へと進んでいくことになります。

現在、途中経過ということになりますので、応募状況など詳細な状況

についてはお答えすることはできませんが、教員は教育の質を左右する極めて重要な存在でありますので、県立大学の特色をしつかり伝え、熱量の高い教員を確保することが何よりも大切であると考えております。

県としましては、学術研究の実績のある教員や実務経験豊かな教員、また、学生に寄り添い、力を引き出すことに秀でた教員など、様々なバックグラウンド、それから、多彩な経歴を持つ教員で大学を構成しまして、大学そのものが常に成長し、チャレンジするような組織風土をつくってまいりたいと思います。

次に、専門家チームの今後の取組についてお答えします。

専門家チームの皆さんには、県立大学で採用する教員の審査でありますとか、入試制度の具体化、また、開学後の大学運営のポイントなどについても、精力的に検討いただいております。

こうした取組と並行しまして、議員からお話がありましたように、学長予定者である山口先生には、現在、県内の高校訪問も随時行っていたいております。高校の現場からは、山口先生の話を聞いてみたい、直接、高校生に話をしてほしいという依頼も多くいただいております。山口先生御自身も、多くの高校に出向いて高校生に直接話をしたいという御意向をお持ちでございます。

「チェンジ・メーカー」を育成する佐賀県立大学の特徴や大学における学びの意味について、専門家チームの皆さんから直接伝えていただくことは大変効果的であると思いますので、そうした機会をつくってまいりたいと思います。

あわせて、県の担当職員も県内の各高校に足を運びまして、県立大学の一期生となる今の高校一年生や、その保護者、また、進路指導に

当たる高校の先生に、進路選択の参考となる情報を分かりやすく伝えてまいりたいと思います。

次に、県立大学の周辺地域のまちづくりについてお答えします。

県立大学の設置場所となります佐賀市八丁畷の周辺地域の住民の方々には、昨年十二月に開催した地元説明会で基本設計の概要を説明しました。そして、出席者の方々からは、通学路となります市道の安全対策でありますとか、様々な御意見をいただいたところで、今年三月には工事に伴います家屋調査が必要になりますので、こちらについて住民の方への説明を行ったところであります。いずれも佐賀市の担当者に同席をいただいております。

今後も、佐賀市と連携しまして必要なタイミングで地元への説明をしっかりと行ってまいりたいと思います。

それから、大学の周辺整備につきましては、佐賀市におきまして、通学路となる市道のカラー舗装と大溝公園の再整備を行うための予算、こちらが六月の定例会に提案されています。周辺市道のカラー舗装による安全確保対策については令和八年度から十年度にかけて、大溝公園の再整備についても令和八年度から九年度にかけて整備が進められる予定と聞いております。学生が快適に過ごせる空間となることを期待しているところでございます。

また、県と市の連携協議会につきましては、五月下旬に第四回の会議を開催しました。こうした会議の場だけではなく、いろんなテーマごとに県と市の担当課同士で密に意見交換や情報共有を行っているところで、

県立大学は、地域に愛され、共に成長していく存在でありたいと考え

ております。今後も、県立大学の立地自治体となります佐賀市とは緊密に連携しまして、県立大学を生かしたまちづくりと一緒に進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎寺田地域交流部長 登壇Ⅱ 私からは、中東情勢の悪化を踏まえた公共交通への支援について二点お答えいたします。

まず一点目、中東情勢における路線バス事業者への影響についてでございます。

県内バス事業者におきましては、燃料の仕入価格、これは各社によって異なるわけですが、中東情勢の悪化前と比べて最大で三割から五割程度上昇しております。特に四月以降に高騰している状況でございますが、現在は二割から三割程度の上昇幅と少し持ち直したものの、依然高止まりの状況が続いている、そういう状況でございます。

また、議員からも御指摘いただきましたけれども、燃料だけではなく、オイルや尿素水、車両整備のための資材価格の高騰などによりまして、バス事業者の全体的な運用コストは一層増大している状況でございます。それから、資材が入手しづらい状況についても継続しているものと認識をしております。

こうした厳しい状況の中ではございますが、各社が調達方法を工夫したり、それから、他のコストを圧縮して燃料や必要物品を確保することで運行を継続している状況だというふうに認識をしております。

原油の供給につきましては、六月十一日に国のほうから、二〇二八年三月までの安定供給は可能との見通しが発表されたところでございますが、まだまだ先行きについては見通せない状況となっておりますので、

引き続き県内の状況について注視していきたいというふうに考えております。

こうした価格高騰に対しまして、これまで県では、燃料代を含むバスの運行経費について補助を行ってまいりました。中東情勢の悪化で高騰した経費分も含めまして、バス事業者への支援を継続していきたいというふうに考えております。

次に二点目、省エネ等の観点から、乗って支える等の交通事業者への支援についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、公共交通の利用を促進することで燃料を効率的に活用するという視点は大事だというふうに認識をしております。

県では、マイカーへの過度な依存を脱却して、みんながそれぞれ場面に応じて、歩くことや、鉄道、バスなど公共交通を積極的に取り入れる、そうした歩くライフスタイルを推進してきております。一方で、県内の公共交通事業者においては様々な課題を抱えております。まずは、まさに利用者の減少であります。それから、運転手の不足、こうした課題がございます。

バスの利用促進を図る県の取組といたしましては、「佐賀さいこうフェス」など県内のイベントと合わせたバスの運賃無料デーの実施ですとか、お得なクーポン付きのデジタル切符の造成、それから、これは少し長期的な視点になりますけれども、子供たちがバスを利用するきっかけとなるようなイベントの開催などに取り組んできたところでございます。また、運転手の確保、それから、雇用継続を図るための取組といたしましては、例えば、バスの体験試乗会や会社説明会の開催、バス運転手の専門的就職イベントへの出展、ホームページの作成や求人広告と

いった広報、それから、カスハラ対策のためのセミナーの開催など、バス事業者の取組に対して支援を行っているところでございます。

議員から中東情勢について様々な御指摘がございましたが、今回の中東情勢の悪化による影響については、私自身、ふだん当たり前のようにご利用している路線バスをはじめとした公共交通についても決して例外ではないという、有事の際の公共交通の大切さについて考えさせられるきっかけとなりました。ふだんから公共交通を身近なものとして幅広い世代に積極的に御利用いただくことで、平時から公共交通を大切にする土壌を育んでいくこと、それから、事業者の運転手の確保など経営基盤の強化にも取り組んでいくこと、こうした取組が重要であると改めて認識したところでございます。

引き続き、現場の声に耳を傾けながら、公共交通が持続可能なものとなるよう、現場に寄り添って対応してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○ 時 間 延 長

◎議長（宮原真一君） 時間を延長します。

◎金丸健康福祉部長 登壇〓私からは、人生会議の普及について、私の決意も含めて御答弁をさせていただきたいと思えます。

人生会議、いわゆるアドバンス・ケア・プランニングと申します。頭文字を取ってACPと申すのですけれども、私も、本人の意思が尊重されることで自分が望む最期を迎えられるための大切なプロセスだと認識をしております。

これまで県では、ACPの普及啓発の定着に向けて取り組んでいるこ

とがございます。例えば、医療・介護事業者向けのACPの実践研修ですとか、看取りに関する研修、実務指導、公開講座、また、これは先ほど議員からも御紹介がございましたが、その当時はまだ名前が決定していなかったんですけれども、医療とか介護関係者、市町で構成する佐賀県ACP推進連携会議というのを創設いたしまして、ここでACPの普及方策の検討もしているところでございます。

近年、ACPは医療現場において重要な考えとして捉えられてきております。例えば、二〇二四年の診療報酬改定では、入院患者に対してACPを適切に実施できる体制を構築することが、入院料を算定する要件に追加をされています。また、佐賀大学医学部附属病院におきましては、外来受診、入院、治療の過程に応じたACPの問診を来月七月から導入予定と伺っております。

先日、在宅や施設での看取りを積極的に行っている医師の話を伺いまして、ACPの重要性というものを改めて強く認識いたしております。ただ、現状は議員が御指摘されたように、認知度というのがまだそんなに高くなく、そこをぐっと上げていかないといけないことを思っております。

先ほど御紹介しましたACP推進連携会議におきまして、普及啓発の方針というものを決定しておりますので、その方針に基づいて普及啓発をやっていると思っております。

例えば、ACPをより分かりやすく県民に伝える広報物を作成しようと思っておりますし、おっしゃるとおり、専門職においてもまだ認知度が低いということですので、専門職に対する啓発も行いたいと思っております。また、普及啓発してどういうふうになったかという結果も当然

検証していかないといけませんので、県民向け、医療・介護の事業者向けの意識調査によるフォローアップも取り組みたいと考えております。

A C P 推進連携会議ですけれども、私も参加をしようと思います。その中で普及啓発に積極的に関わっていきたいと思います。県民一人一人が自分らしい人生の最終段階を迎えることができるように、人生会議の普及、定着に決意を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

◎三角危機管理・報道局長 登壇〓私からは、住宅用火災警報器についてお答えします。

まずは、本県の設置状況に対する受け止めについてです。

住宅用火災警報器につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、火災の早期発見に有効であり、住宅火災による死者の低減や被害の軽減に寄与するものと認識しております。そのような中、本県の設置率が条例に基づく適切な設置割合が全国平均を下回っているということは、県民の安心・安全の観点から課題であると受け止めております。

続きまして、今後の取組について御説明します。

まず、何よりも、住宅用火災警報器を設置することで、自分の命、そして家族の命を守ることにつながるということを、県民の皆さんに理解してもらうことが最も重要だと考えております。

また、警報器の設置を進めるには消防本部と市町だけでなく、消防団、老人クラブ、あるいは民生委員さんなど地元の関係団体と連携した取組が大切だと考えております。

現在行われています取組を幾つか紹介させていただきますと、県内の各消防本部では通年の取組として、それぞれの広報誌、あるいはホーム

ページで啓発を行っています。また、今月一日から七日まで九州一斉住宅用火災警報器普及キャンペーンというものがありませんけれども、この間に佐賀広域消防は商業施設での啓発活動、伊万里市消防は公民館のサークル活動に参加して啓発活動、伊万里・有田消防は老人クラブにおける啓発の講話といった普及活動を実施されております。

また、市町の取組としては、神埼市では、消防団が火災予防週間に合わせて消防の車両で普及啓発の呼びかけをされております。さらに鳥栖市では、同じように消防車両により呼びかけをされておりますけれども、大人の声ではなかなか聞いてもらえないということで、キッズ消防団と協力をして子供の声で普及啓発をやられているというふうに聞いております。また、伊万里市では、消防団が各戸訪問をされているというふうに聞いております。

さらに特徴的な取組として、唐津市消防におきましては、住宅火災警報器取り付け支援ということで、六十五歳以上の高齢者や取り付けが困難な方に対し、消防職員が無償で設置を行っております。これが警報器の設置率の向上につながっているというふうに感じております。

県としましては、こうした唐津市消防のような特徴的な取組事例、あるいは地域ごとの困り事、課題、これを県内の消防本部や市町と共有し、効果的な取組が他の地域に広がるよう好事例の横展開を後押しするなどして、住宅用火災警報器の設置率の向上と適切な維持管理の促進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。あす十八日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時八分 散会

速記者 木村 佐知子